
令和 8 年 第128回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

令和 8 年 3 月 5 日（木曜日）

議事日程（第 3 号）

令和 8 年 3 月 5 日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 3 号議案 | 神河町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 2 | 第 4 号議案 | 神河町行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 3 | 第 5 号議案 | 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 4 | 第 6 号議案 | 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 5 | 第 7 号議案 | 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 6 | 第 8 号議案 | 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 7 | 第 9 号議案 | 神河町過疎地域持続的発展計画の変更の件 |
| 日程第 8 | 第10号議案 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地） |
| | 第11号議案 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地） |
| 日程第 9 | 第12号議案 | 峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽更新工事請負契約の件 |
| 日程第10 | 第13号議案 | 令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第11 | 第14号議案 | 令和 7 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第12 | 第15号議案 | 令和 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第13 | 第16号議案 | 令和 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第14 | 第17号議案 | 令和 7 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第15 | 第18号議案 | 令和 7 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第16 | 第19号議案 | 令和 7 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第17 | 第20号議案 | 令和 7 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第18 | 第21号議案 | 令和 7 年度神河町水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第19 | 第22号議案 | 令和 7 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第20 | 第23号議案 | 令和 8 年度神河町一般会計予算 |
| 日程第21 | 第24号議案 | 令和 8 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 第25号議案 | 令和 8 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第23 | 第26号議案 | 令和 8 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 第27号議案 | 令和 8 年度神河町介護保険事業特別会計予算 |

日程第25	第28号議案	令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第26	第29号議案	令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第27	第30号議案	令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第28	第31号議案	令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第29	第32号議案	令和8年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第30	第33号議案	令和8年度神河町水道事業会計予算
日程第31	第34号議案	令和8年度神河町下水道事業会計予算
日程第32	第35号議案	令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第33	第36号議案	神河町神崎いこいの村条例を廃止する条例制定の件
	第37号議案	神河町グリーンエコ笠形体育施設設置条例の全部を改正する条例制定の件
	第38号議案	財産処分 の件

本日の会議に付した事件

日程第1	第3号議案	神河町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件
日程第2	第4号議案	神河町行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定の件
日程第3	第5号議案	神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第4	第6号議案	神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第5	第7号議案	神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	第8号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7	第9号議案	神河町過疎地域持続的発展計画の変更の件
日程第8	第10号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）
	第11号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）
日程第9	第12号議案	峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽更新工事請負契約の件
日程第10	第13号議案	令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）
日程第11	第14号議案	令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第4号）
日程第12	第15号議案	令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第13	第16号議案	令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
日程第14	第17号議案	令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第15	第18号議案	令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	第19号議案	令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）

日程第17	第20号議案	令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算(第2号)
日程第18	第21号議案	令和7年度神河町水道事業会計補正予算(第4号)
日程第19	第22号議案	令和7年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第3号)
日程第20	第23号議案	令和8年度神河町一般会計予算
日程第21	第24号議案	令和8年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
日程第22	第25号議案	令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第23	第26号議案	令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第24	第27号議案	令和8年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第25	第28号議案	令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第26	第29号議案	令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第27	第30号議案	令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第28	第31号議案	令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第29	第32号議案	令和8年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第30	第33号議案	令和8年度神河町水道事業会計予算
日程第31	第34号議案	令和8年度神河町下水道事業会計予算
日程第32	第35号議案	令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第33	第36号議案	神河町神崎いこいの村条例を廃止する条例制定の件
	第37号議案	神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の全部を改正する条例制定の件
	第38号議案	財産処分 of 件

出席議員(11名)

1番	小島義次	7番	松岡宣彦
2番	木村秀幸	8番	藤森正晴
3番	小寺俊輔	9番	藤原資広
4番	廣納良幸	11番	栗原廣哉
5番	安部重助	12番	澤田俊一
6番	吉岡嘉宏		

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	中野憲二	上下水道課長	谷総和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長	黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木村弘美
税務課長	中島宏之	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	井出博		北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事	藤原一宏	町参事兼事務長	高階正三
農林政策課長	前川穂積	病院総務課長兼施設課長	井上淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	岩田勲	教育課長兼給食センター所長	児島浩司
ひと・まち・みらい課長	石橋啓明		
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事	高橋吉治		

午前9時00分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第128回神河町議会定例会の第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第3号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、第3号議案、神河町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第3号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第2 第4号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、第4号議案、神河町行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第4号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第5号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、第5号議案、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。国保税の条例の一部改正のところの、資料でもらってる議案でいうと、31ページ、参考資料1というのがあります。表になっている分です。改正内容について税率の引上げの一覧表のところでありますが、ここで……。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員、その件は、次の第6号議案、保険税条例の件じゃないですか。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ごめんなさい。次にします。申し訳ない。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） はい。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第5号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第6号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、第6号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。先ほどは失礼申しました。さっきの話の続きで、31ページのどこ見ていただいて、子ども・子育て支援納付金税額表があります。このたびからこういったものが課税をされるということですが、ここで改正案の欄の均等割のところが1,200円と書いてあって、未就学児600円、さらにその下に18歳以上の均等割100円とありまして、ちょっとこの辺が、この均等割が3タイプ、1,200円、600円、100円とありますが、この違いといいますか、これがちょっと理解できないんで、この辺、申し訳ありませんが、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 子ども・子育て支援納付金の御質問でございます。子ども・子育て支援制度につきましては、子育て世帯に対する給付を通じて子供や子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとなっております。

それで、31ページの均等割の1,200円につきましては第9条の5、未就学児については第21条第2項第3項のエ、100円につきましては第9条の6になっております。この分につきましては、計算方法につきましては、18歳未満の被保険者に対しては均等割額を全額控除しまして、控除した額を18歳以上の被保険者に応じて案分し、賦課し直すというものでございます。ですので、18歳未満につきましては軽減がかかりまして、18歳以上に賦課するという計算方法となっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。18歳未満はかからないということ、

それはよく理解しました。分かりました。

かかれへん分を18歳以上の人に課税するという事なんやろうけども、そもそもこの均等割というのは18歳以上の人にしか発生しないと。なのに、18歳以上、100円って書いてあるんと均等割1,200円と書いてあるでしょ。ここが分からないんですよ。18歳以上均等割の100円のところがなければ、ああ、そういうもんかなと、ああ、1人1,200円かかるんやなという具合に取れるんですけども、あえて3タイプにしてあるんで、その課長の言ってくれました18歳未満には課税せえへんけども、課税せえへん分を18歳以上の人で案分して賦課しますよということというふうに聞いたんですけど、ちょっと、それやったらもう1,200円でええん違うんかなとかいうふうに捉えてしまうんですけど、このあえて3タイプにしてるところがもう一つ分からへんということなんです。どうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 18歳以上の均等割の分につきましては、18歳以上の被保険者の保険者税額は均等割額と、それから平等割額、それから均等割額の……。失礼しました。もう一度、元へです。所得割額と平等割額と均等割額と、新たに18歳以上の均等割額を設けられたというところから、この18歳以上の分の100円というのは分かることになります。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 中島税務課長、吉岡議員が質問されてるのは、その今の均等割額の1,200円というのと18歳以上の均等割というのは、これは何か重複してるのと違うかというふうな趣旨の質問で、均等割額が1,300円でよいのではないかというふうな質問なんですけども、その均等割額というところと18歳以上の均等割額の違いとか、それを質問されております。

中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 家族の中に18歳以上の方がいらっしゃいましたら100円を足すことになるんですけども、18歳以上の方がいない場合は1,200円という計算になります。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第6号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第6号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第7号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、第7号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第7号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第7号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 第8号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第6、第8号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第8号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第9号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、第9号議案、神河町過疎地域持続的発展計画の変更

の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。すみません。少しお尋ねします。この過疎地域、いわゆる過疎債の発行の件についてなんですけれども、以前、神河町の水道料金が高いから、過疎債を水道料金の低減化に使えないかという要望も出されてたと思います。今回見落としてたら申し訳ないんですけれども、この計画にはそういったことが書かれてないので、その後それに関する動きというか、答えというのは何かあったんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。過疎債、特に水道料金の関係、そういった過去に御質問を受けたところです。今のところ、この中に水道関係の部分は大きな形で過疎債等々、過疎に関する財政措置のものが適用されるようにということで記述を入れてますが、具体的に過疎債を使える等どうこう、その辺の動向のところですね、今のところ私のほうでは認識がないということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 質問にお答えさせていただきます。

結論から申し上げますと、その過疎債のソフト事業としての活用ができないかという、そういった動きもあるのですが、現在のところその対象にはならないということで今進んでおります。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

○議員（3番 小寺 俊輔君） はい。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。私もこの過疎債について、一般質問の中で、越知谷地域、岩屋生野線ですね、あれの改良工事に何とか使えないかということなんですけども、あれは県の事業ということでございます。ところが、県の事業でありながら、神河町としては河川のしゅんせつなんかを、県の事業であれなんですけども、神河町が協力してやっておるというような状況でございます。それらを同じような状況で岩屋生野線の道路改良にも少し力を入れてもらえないかという一般質問したことあるんですけども、そのときには一応検討してみますというような形で回答もいただいておりますけれども、これらについて検討していただけたかどうかをお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうでお答えさせていただきます。

そういった県道改良について、おっしゃられるように現在、県管理河川についても土

砂の敷きならしですよ、そしてまた立木の伐採ということでは町が、神河町が主体としてやっておるわけなんです、それと同様に県道改良についてもそういった活用できないかというふうに私自身もそういう思いは持っております、するんですが、結論として、そういった県道改良の部分に過疎債を活用するという事は、これは対象にならないという、そういう現状でございます、河川の土砂の敷きならし、また立木の撤去については、これはまた違う資金のほうで活用させていただいて実施をしてるという状況でございますので、考えられるのは、過疎債が使えるかどうかということも含めて今後もう少し要望すべきところは要望していきたいという思いは持っているところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。過疎債自体の使い道という目的は、やはり町民全てが公平な対応を受けるというような形の目的があるかと思うんです。そういった意味では、やはりそういうところへも少し使っていただけるかなという気持ちもございますんで、何とか過疎債をそういう不便なところに回していただきたいということをよろしく願いして、私は要望しておきます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 補足なんです、実は合併当初に中学校の統合に伴って通学路の整備をしております。加美宍粟線について、特に加納から中学校までの間ということで、特に歩道について蓋をかけたりとか、横断防止柵を設置したりとか、これを町が代行で、県代行というふうな形で工事しておりますので、それができるのであれば岩屋生野線についてもそういったことができるだろうというふうに捉えております。

ただ、それを実施する上において、どのような資金が活用できるかというところで非常に、なかなか現在のところ過疎債は使えないというふうに聞いておりますので、今後、何か有効な資金があればもうぜひやりたいという、そういう思いでございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第9号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第9号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 8 第 10 号議案及び第 11 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 8、第 10 号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）、第 11 号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）の 2 議案を一括議題とします。

2 議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、10 号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 10 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 10 号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第 11 号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 11 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 11 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 9 第 12 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 9、第 12 号議案、峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽更新工事請負契約の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。ちょっとだけ確認させてほしいんですけど、工事経歴書が 3 ページにあります。説明のときに、これは営業所の分だとたしか言われて、説明されたと思うんですけど、それで間違いはないのかということと、入札担当も、これ営業所として受け取ったのかどうか、そこだけちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） どなたが答えられますか。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この内容につきましては、まず入札のことにつきましては、本社の、但馬のほうにありますんで、そちらのほうから入手したものであるというふうに理解をしております、入札の委託を姫路営業所がされてるというふうなところで、契約等については姫路と契約するというのでこのたび提案させていただいてということなので、本社の分がここに載ってるという理解で、御理解いただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。たしか説明そのように言われたと思いましたが、言うんですけど、そうなりますと、やっぱり広いんで、それと今言いましたように仮に営業所が法人持って契約結ぶとするなら、そこがした仕事出てくるんだと思いましたが、そういう質問したんです。また確認してください。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。御指摘ありがとうございます。その辺につきましては、きちんと確認をさせていただいて、工事に支障がないように努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第12号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第12号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第13号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第10、第13号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。まず、繰越明許費について少しお尋ねします。6ページ、7ページ、8ページの分でございます。今回、国の補正予算の絡み

で繰越しの事業がすごい多いんですけれども、その中でも、7ページ、8ページに説明が載ってございます。その中で庁舎管理事業、それと一番下の中央公民館管理運営事業、この説明書きを読むと、夏場の施工環境、足場の設置等を再考する必要がある、設計内容を精査するのに時間を要したためというふうに、両方とも同じように書かれてございます。要は入札するための事務事業が遅れたから年度内に執行ができなかったというふうに私は受け止めてるんですけれども、本来事業というのは年度内に完結するのが当たり前だとは思いますが。その中で、さも当然のように繰り越しますというふうに、最近繰越し出されてくるのが当たり前ようになってきているので、その辺をどう考えられて、今回も、特にこの2事業に関して繰越しをされてるのかということをお聞かせ願いたいと思います。私、個人的にはもっとしっかり計画どおりに進捗して入札事務を粛々と執行していけば全然、年度内に完了するのではないかなとは思いますが、この辺いかがですかね。

○議長（澤田 俊一君） それでは、まず庁舎管理事業について。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。小寺議員の御指摘どおりというふうなところで思っておりまして、この辺につきましてはスケジュール管理が十分に整ってなかったというふうなところは非常に反省もしておるというふうなところでございます。

ただ、この工事につきましては、議場のほうに雨漏りのほうが見えてるとおり、やはりしっかりやっていかなければならないという工事でありまして、また庁舎の中で高圧のやつもあるんですけども、これは実は3か年計画でやっていくというふうなところで、ちょうど2年目というふうなところで、しっかりとやっぱりやらなければならないというふうな工事もありましたので、工事ができてないということは十分反省もしておるわけですが、工事につきましてはぜひともやらせていただきたいという旨でこのたび繰り越ししてでもやっていきたいということでこのたび提案させていただいたというところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 中央公民館管理運営事業についてどうですか。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。これにつきましても屋根はつながっておりますので、全て総務課のほうで設計をして、工事を打って、予算だけは別々となっておりますけれども、そういった部分では総務課のほうできちんと管理をしているべき案件というふうなことになっておりますので、その辺につきましても十分反省をしておるというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。関連なんですけど、防災無線、それからピノキオ館も一緒なんですけど、あれたしか防災無線、9月のときに不具合出て、理

由書に書いてあるんですけど、当然去年もずっとなんですけど、半導体の手配もしにくいということなので納期も遅れるのは分かるんですけど、今の段階でも、いやいや、品物が入りませんよということで、防災の施設でありながら完成しなくてもいいのかになりますんで、本来は計画持って、分かっているんやから、早めに発注するなりしてほしいんですけど、そこで副町長と会計管理者にちょっとお尋ねするんですけど、昔、事業遅滞なくスムーズに行くようにということで、5月かな、4月中かな、に会計課のほうへ事業計画出して、計画持って事業するようにいうようなことは、私、若い頃にそういうことあったんですけど、やっぱりこれだけたくさん繰越し出てくると、やっぱり職員の士気も落ちてきますし、縛りがなくなりますんで、そこら辺も踏まえてどのような形で指導されているのか、またされていこうとされてるのか、何かありましたらコメントお願いします。

○議長（澤田 俊一君） まず、北川会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（北川 由美君） 会計課、北川でございます。私のほうで4月に事業計画のほうを、私のほうはお金の流れのほうを少しつかみたいという思いもありますので、お願いをして、1年間の大まかな事業計画のほうの提出はしていただいているところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。御指摘のとおりです。会計課のほうでは、資金繰りのことがありますので、工事がいつ行われるのか、支払いがいつ発生するのかということを経営管理してもらってます。途中で変わりますと変更が出てくるということで見えております。

私のほうは、入札も含めて事業全般なんですけれども、ここもう二、三年、安易に繰越ししてないかという御指摘を皆さんからいただいております。今年の1月の職員会議でも申し上げたんですが、客観的な、また正当な理由がない繰越しは一切認めないという指示をいたしました。その中で、もう認めないとした分もちろんありますし、安易に今年やめて、来年やりますわみたいなそんな簡単なことではないと、予算を皆さんに審議いただいて成立をさせたものですから、それはきっちりやり通すということで厳しく指示をしております。

本件につきましても担当課からは今回申し上げているような事情があったというふうにお聞きしたんですが、1回の起案で私はそれを可としなかったんです。こんな理由では駄目だということで、しっかりとした理由を書いてこいということで、もう一回書いてこさせました。それを見てもなおかつどうなんだと、もう振り返ったら4月、5月に着手しとけば完全に済んでる仕事でしょうという話を担当課に強く申入れをし、指導しました。ただ、工事を止めるわけにはいかないといえますか、雨漏りとか、それから電気の3か年計画の中の途中であるということがありましたので、今回は議員の皆様へ謝罪もしながら工事を続けさせていただこうということで、今回の繰越しは本当に適

切かという適切ではないということをつかっていた上でお願いをしようと、謝るところは謝っていただくということで上げさせていただきました。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。先ほどの関連です。小寺議員の質問と同じなんですけども、この中で、先ほど理由としても、小寺議員のほうからも質問はあったんですけども、その中で年度内の入札、契約とあります。この年度内ということですから、もう年度も押し迫っております。その中で入札して、契約ができるのかどうか、その辺のところお聞きします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この工事につきましては、既に売っておりますので、このたしか3月の13日に入札を行うということで予定をしておりますので、契約繰越しでやっていきたいというふうに考えてます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。それでは、少し新規事業についてお尋ねします。33ページですね、防災費、災害対策費の、いわゆるトイレカーについて少しお尋ねします。提案説明で準中型免許が必要でありというふうにお聞きしたところから想像すると、いわゆる4トン車でやられるのかなと思います。いわゆる通常時、非常時以外の活用方法は、防災訓練やイベントで活用というふうにもお聞きしました。ですけども、いわゆるこのトイレカーで3,500万円弱も使って、この程度の活用で果たして費用対効果が得られるのかどうかというふうに考えます。防災訓練といいますが、年に恐らく1回ないし2回じゃないですかね。各地でイベントしますけれども、本当にそのトイレカーを出動させるほどいわゆるトイレ事情が逼迫しているイベントがそんなにあるのかどうかと言われると、私の知る限りはそこまで必要ないのかなというふうに思います。

ざっくりインターネットとかで調べれば、トイレカーのレンタル料金、レンタカーがありますので、1日2万円弱ぐらいで借りれるんですよ。そうしたらこんなに3,500万円も投入する意義というのが少し見えてこない。当然大規模災害時には活躍するんですけども、あくまでももうその費用対効果という面だけで見ると少し意義が弱いかなと思うんですけども、その辺はどう考えられてるのかなと。活用方法があまりにも、何か残念な活用といいますか、どうせ買うんやったらもっともったいなく活用しますというのをを出していただかないと、何か少し、せっかく導入する意義がないか

なと思うんですけども、その辺はどう考えておられますか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小寺議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、費用対効果があるのかというところの御質問だったかと思いますが、費用対効果という意味では、いつ起こるか分からない災害に備えるということでございますので、必ずしもこの費用をかけたからこれだけの効果があったということが見えるものではないかというふうに思っております。

県の被害想定等でいいますと、山崎断層帯でございますが、避難者数が当町では78名と言われております。また、県内どこでも起こり得る直下型の地震の被害想定も県のほうでは出されておりますけども、これの避難者数が1,012名というような想定もございまして。こういったいつ起こるか分からない災害に備えるといった意味で導入を図りたいというふうに思っております。

ただ、議員おっしゃるように、使わなければ倉庫に、車庫に入れたままになりますので、そういった意味におきましては、この事業の採択に当たりましては平時の利用で防災意識の醸成を図るということと、それからあわせて他地域での大災害が起こったときには応援に行くようにということも求められております。いずれにしましても平時におきましてはしっかりとトイレカー見ていただいて、防災の自ら備えるというところについて意識を図っていきなというふうに思っております。

それから、もう1点目の質問でございます。レンタカーでは駄目なのかという御質問でございます。私どものほうでも少し調べました。そうしましたら、直近のこの近辺のレンタル会社さんでございましたけども、軽四のレンタカーが確かにあるということでございました。金額についても少しお聞きもしておるんですけども、軽四タイプ、軽トラタイプでございますと、洋式便器が2で、50回程度の使用ということでございます。成人1日の平均排せつ回数が1人5回と言われておりますので、50回としますと1人の避難でも10日ほどでいっぱいになるということも考えられます。そういった意味で当初、軽トラックタイプと、この大型トラックタイプの間にある中型タイプのトラックも考えたんですけども、自動車等がもう製造されないというところと、あと軽トラックタイプでは50回と、洋式便器が2個しかないということも踏まえまして、このたび大型トイレカーを導入したいと思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。本当にいつ起こるか分からないことなので、備えることはいいとは思いますが。私も決して備えることが悪いというふうには思っているわけではなくて、備えていただくのは備えていただくので、本当にいいことだと思うので、よろしいんですけども、要はふだん本当先ほど言われたように車庫に眠っ

とかないようにだけする方法を十分に考えていただいて、当然他地域で災害があったときはもう積極的に活用していただくというふうなことも、十分に平常時からそういう計画を練っというていただいて、活用していただく方法を考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。御質問のように非常に費用対効果難しいと思います。災害が起こったときには非常に有効であるというように考えますが、平時ですね、これだけの事業費のものをどう活用するかというところなんです。

本来であれば、こういった購入に当たっては緊急防災の緊防債、こういった防災に限定したような財源を活用していくということになります。

ただ、しかしながら、高額なもので、平時からこういう費用対効果等を見込んでいくと、やっぱり違った形の補助金を探してた中で地域未来交付金の中に防災型というものがメニューがありましたので、今回このような交付金を活用したというところなんです。この交付金のところで一番大事なのは、K P I ですね。どういった効果を出すのか、費用対効果がどうなのかということは、これもう会検が入ると厳しくそこら辺は見られていくということです。このトイレカーについてK P I を設定しているのは、もうまさしく問われてるような費用対効果、どのような利用計画で、どのように啓発して、どのように活用していくのかというようなところは求められてます。したがって、これは住民生活課のほうにも十分お願いはしてるんですが、この利用計画ですね、当然平時においても防災意識を高めるということで、いろんなイベントのところで活用をしてください、数字を残してくださいということです。そのような形で活用計画をつくっておりますので、またこれらの部分については十分に今後も検証をしていきたいというふうに思います。

ただ、給水タンクも含めて大規模な災害があったときには必ず効果があるというか、必ず必要なものというふうにも考えておりますので、平時の部分も含めてその利用については十分に意を用いて進めていきたいというふうに思いますので、どうぞ御理解よろしくをお願いします。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。工事関係で委託料の調査されてるんですけど、委託料で役場で設計できる委託料と見積りでする委託料、2 つあるんですけど、ちょっと気になるのが差額が多い。入札減はさておいて、安易な見積りで査定されて、予算されてるのかなという気がしますので、その辺り見積りの徴し方、いわゆる予算に上げるときのどういうような形で指導したりなりチェックなりされてるのか、ちょっと財政関係で何かこういうところを特に注意されてるとか、指導されてるところありましたら

教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原議員、具体的にこの補正予算書の中の事項別明細書の中の気になる事業とか何かございますか。

○議員（9番 藤原 資広君） 商工費の、これ930万ほど落ちてる分がありますね。やはり設計できるやつあったらまだいいんですけど、業者から見積り取って、そのまま予算上げられてる部分あるかなと思うんですけども、全てが全て設計されてないと思いますんで、その辺りのいわゆる査定の仕方なり、そのときに指導されてることありましたら教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。見積りについては、安易な形というよりもできるだけ、予算として上げますので、ここは精度を高めていくということで、見積り比較ができるような形のものを出していただいている、出してくださいというような指導といいますか、お願いをしてるところです。

委託等々いろいろなものがございます。今回は、御指摘いただいた商工費の関係は、施設の長寿命化改良工事、それから峰山の浄化槽の更新工事ということで、かなりの金額のかかるものということです。もちろん出して、見積り等々と、それとこの商工関係の部分につきましては職員の中には建築士の職員が担当しますんで、設計の内容については専門的にチェックはできている。具体的なところでいくと、そういうふうには思っています。

工事的に大きいので割合にすると、御指摘は受け止めをさせていただきますが、割合にするとそんなに大きな乖離があった設計になってたというふうには理解をしてません。まずはそういったあまり最終的に乖離が大きく生じるようなもの、そういうものが散見されるということになれば、これは予算の見積りの段階で非常に見積りがどうだったんかというような話になりますので、まず私の今のところの受け止めとしては、そんなに大きな乖離があるものはないのかなということで、まずは適切に査定等の中で見積り徴収をしていただいているというふうに認識をしています。

ただ、こういったものが非常に大きなものが出てくるというような状況が生まれましたら、これは少し問題なので、そこら辺のところも含めて今後については十分に、できるだけ正確な積み上げということで取組をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 32ページの新規事業の中で公立神崎総合病院外来DX事業ですね、これは住民の方の待ち時間や診察時間知らせるということなんですけど、1,594万円ぐらいでそんだけの設備が整うのかいうのをまず教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの質問ですけれども、昨日ですかね、説明の中で申し上げたメニューですけれども、一応それをフルに導入したとしても1,594万円で完了するということで見積りは取っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） これ、はり姫なんかにありますね。一番最初、再診で行きます。なら再診とこ入れた。そのときにタブレットを一つ貸してくれますね。タブレット借りて、それで見てたら、診察の前にチャイムが鳴るんですかね。前もってそこにおってくださいよという合図があって、次に、診察室入ってくれというチャイムがまた鳴りますね。それと診察が終わってから、今度料金が発生しましたよというチャイムが鳴りますね。これと同じものを導入されるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまはり姫のシステムについて御説明いただいたところですが、そういったシステムではございません。

御本人さんが持っておられるスマートフォンにアプリケーションを入れまして、それと、例えば電子カルテシステムであったり、番号呼出しシステムであったりというシステムが院内で動いておるんですけれども、そこと連携することによって、そのスマートフォンのほうに、あとあなたの呼出しはどのぐらい後ですよということを表示したりというふうな形で進めるものでございまして、受付から全てその機械でもって呼出しなり精算まで至るというふうなシステムではないというところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 大分私の思ってた機械とは全然違いますね。もしそれであれば、スマートフォンに登録するのであれば、やっぱり年配の方が多いで、大分最初に説明しとかんと無理があると思うんです。

それと今私が思ってたのは、はり姫みたいに自動で支払いができる、自動の呼出しがあるというそれを思ってたんで、千五百何万ではちょっと無理なんかと、そういう発想で物言うてたんですけど、今のお話ではみんなが持ってる携帯で登録するというような感じですね。そういうことでいいんですね。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいま栗原議員がおっしゃったとおりでございます。

この通院支援アプリは、いろんな業者がいろんなシステムを売り出しておるんですね。新たに皆さん方がお使いのスマートフォンにアプリケーションをインストールして、そういったサービスを受けるというところもございますけれども、今当院が考えておるの

は、幅広い世代の住民さんが、高齢者も含んで日常的に利用されている仕組みを利用して、できる限り新たな操作負担や追加の費用を生じさせないように、具体的に申し上げると、今考えておるのは、皆さん方がお使いのLINE機能を使って導入するということが視野に入れております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長、まだ検討段階かもしれませんが、少し今説明があったようなイメージできるような、何か提供できるような資料はございますか。既存のものでいいんですけども、何か業者から提案があったものとか、そういうようなものは何かありますか。あれば次の総務文教常任委員会の付託のときに提供いただければと思いますが、何か準備できますか。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。国庫の補助金の申請に要した資料を、A4の1枚物ですけれども、そういった資料はお出しはできません。

ただ、昨日、提案の中で説明を申し上げましたけれども、いろんなアプリケーション、いろんなシステムがあるんですけども、それを交付決定を受けた後に今からどういったシステムを入れていくかというのは院内協議をさせていただくので、そのチラシといいますか、資料に載っている部分全てを導入できるというものではないということは御承知おきいただきたいというふうに存じます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） それでは、付託をします総務文教常任委員会の中で資料提出をお願いいたしたいと思います。

ほかに質疑ある方。よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） それでは、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第13号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 第14号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第11、第14号議案、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第14号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第14号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第15号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第12、第15号議案、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第13号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第13 第16号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第13、第16号議案、令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第16号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第16号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第17号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第14、第17号議案、令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第17号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第17号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第18号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第15、第18号議案、令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第18号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第18号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第19号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第16、第19号議案、令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。最後のページの歳出のところで集落運営諸経費助成金53万4,000円、これの内訳をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課長の石橋でございます。

す。この地域振興費の集落運営諸経費助成金につきましては、内容を申しますと、寺前地区振興基金の集落で持っております基金分の利息分でございます。その利息分を1年間ためまして、積立てをしまして、1年度末、年度末にそれを各集落の持分に案分をさせていただきますと助成をさせていただくという内容になっております。

この53万4,000円につきましては、今回歳入のほうの利子及び配当金で66万9,000円増額をさせていただいておりますけれども、この中から各地区に配分する分が53万4,000円増額になったというふうなところで、これに対するちょっと内訳というふうなところはございませんということで御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） はい。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第19号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第19号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第20号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第17、第20号議案、令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第20号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第20号議案は、原案のとおり

可決しました。

日程第18 第21号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第18、第21号議案、令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

本議案についても第15号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第19 第22号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第19、第22号議案、令和7年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。11ページに、上の段、医療分野における賃上げ・物価上昇に伴う支援金とあるんですけど、病院の場合は、たしか5,000万でしたね、人勧で上がった部分。たしかそうだったと思います。一般会計によりましたら、たしか3,100万ほどやったっけ、再算定で全額国の支援いただけてますけども、病院の場合、これ賃上げの部分で何%ほど返ってきているか分かりますか。区分けは分かりますか。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。この3,230万円の内訳を申し上げてよろしいでしょうか。この国庫補助金の3,230万円は、医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援として、1床当たり賃金分は8万4,000円、それと物価分が11万1,000円の合計19万5,000円に病床数140床を乗じた金額が2,730万円になりますが、それと救急に対する加算として500万円が加算されて、合計3,230万円というところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第22号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第22号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩します。再開を10時30分とします。

午前10時08分休憩

午前10時30分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

日程第20 第23号議案

○議長（澤田 俊一君） 次に、日程第20、第23号議案、令和8年度神河町一般会計予算を議題とします。

質疑に入る前に申し添えておきます。

一般会計につきましては、配付しておりますとおり、議長から指定します質疑の範囲において、同一議員、質疑3回の原則を適用してまいります。

なお、質疑に際しては、予算書の何ページ、説明資料の何ページ等質疑箇所の指定を行ってからお願いいたします。よろしく申し上げます。

まず、歳入について、事項別明細書、1款町税から10款地方交付税、17ページまでをお願いいたします。

質疑ある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。16ページの6款ゴルフ場利用税の交付金ですけども、これについては昨年度は660万円ということでしたがけれども、8年度において100万円アップの760万円ということになっております。これの上げられた理由とか何かあったら教えていただきたいと思えます。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。ゴルフ場利用税ですね、端的に申し上げますと、これといった理由はございません。これらの県税等の交付金につきましては、県のほうから伸び率ということで示されますので、それに基づいて積算をして計上してるということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。というのは、今聞きましたんは、今度栗賀ゴルフ場の経営者が替わられるという情報を入れてます。そういった意味で、その経営者の方がこれからゴルフ場に力を入れて売上げをアップして、こういう収入につな

がるというふうな受け取りを私はしたんですけども、これらについての情報はございませんか。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） そうですね、ゴルフ場の利用税ですね、これはゴルフ場を使っただけということが一番ということです。そして何よりも兵庫県はゴルフ場が多い県ということですけども、その中で特にゴルフ場が有しているところでありますので、経営者が替わられるというのは、私はちょっと承知しておりませんでしたけども、そこら辺の含めて利用者を増やすようにというふうなことで、今後そういったところで税収につながるというふうなところで期待をしたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。私の知ってる範囲ということなんで、間違ってるかもしれないということ前提で御質問にお答えしたいと思います。

私が聞いている範囲で言いますと、物件の所有、土地とか建物の所有者は替わるというふうにはお聞きしたんですが、経営そのものは、経営者は替わらないというふうな情報としては聞いてると、これは合ってるのかどうか知りませんが、そういうふう聞いてますので、今御質問の経営者が替わるということではないように理解をしております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。予算書の15ページで、15ページの町たばこ税、後ろから2つ目、119万3,000円の増です。その要因についてお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 税務課、中島でございます。税が増加した理由でございますけども、このたばこ税につきましては税制改正が行われまして、加熱式たばこにつきまして、紙巻きのたばこに比べて販売が拡大しているんですけども、紙たばこよりも税の負担の水準が低くて、課税の公平性を欠いている状況にあるということで、令和8年から改正されるんですが、現在0.4グラムで1本の換算をしておるんですが、令和8年からは0.35グラムで1本というふうなグラム数の換算が変わりまして、それによる本数の量が増えるということが要因かと思われまして、以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） はい。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。予算書15ページの一番上です。個人町民税についてお尋ねします。私の聞き間違いだったら申し訳ないんですけども、提案説明の際に、いわゆる滞納繰越分で425万5,000円、これは徴収率アップを見込んでいる、令和7年度の予算からいうと100万ほど滞納繰越分が増えてるんですけども、いわゆる徴収率アップを見込まれるような特別な動きを今回新たに何かされる御予定でもあるのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 税務課、中島でございます。滞納の徴収につきましては、強制的じゃないですけども、集中的に期間を設けて、年3回は徴収を行っておるんですけども、さらに、今のところでありますと、ピピットリンクというんですけども、預金の情報とかいうのを調べる機能がございます。それを活用して徴収率を上げていこうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。そしたら、今までも徴収強化月間とかやられてて、預金の差押えは多分昨年度ぐらいから始められたと思うんですけども、それをもう来年度からは積極的にやられて、少しでも滞納徴収をやっていくというふうに理解しておいてよろしいですかね。

○議長（澤田 俊一君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 令和7年度の補正で滞納繰越分の大幅増額を行いました。それにつきましては説明をしましたが、高額滞納者について積極的に徴収を行ったところでございます。その流れは税務課全員で行っておりますし、徴収についても全ての課員が滞納を減らすという心構えで行っております。その流れは、今後とも税務課一丸となって続けていく所存でございます。頑張っ徴収に励みたいと思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） それでは、次に、11款交通安全対策特別交付金から環境性能割交付金、廃款、34ページまでをお願いいたします。

質疑ある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。会計予算書の21ページ、14款2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金の中の一番右側の説明のところを書いてある物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,903万円、この分に関しまして12月に各家に物価高騰なんで配ったらどうかと私、質問したと思うんです。2万円の商品券が各戸にそれぞれ配られたと思います。そのときにまだ6,900万余りあるんだから、もう少

しお金を町から出して、2万円じゃなくて、4万円にして配ったらどうかという提案をさせてもらいました。そのときに、いやいや、この6,900万は使い道が決まっているという話がありまして、次年度の予算に入ってくるということで、これ6,900万出てきていると思うんですけども、そのときの説明は副町長の間では給食費の無償化に使うというふうに答弁されました。

ところが、歳出のほうにもなってくるんですけども、何に使われてるのか全く不明なんですよね。だから国庫の補助金なんで、その使い道は自由であるとは、確かにそうだと思います。しかし、住民からすれば、これは物価高騰ということで国から町をつないで配られてるお金のはずで、何に使われてるのか分からないというのは12月に答弁されたことと全く違いますし、それは一体どうなってるのか、詳細をお伺いしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。臨時会のときにも申し上げたところで、限度額の残りの部分ですね、6,900万、これを当初の継続したような事業に活用したいというようなことを御答弁申し上げます。

少し申し上げますと、内容なんですけど、これ何に充当して、どんな事業を行うかということなんですけど、少し申し上げますと、まず、議員さんおっしゃられた学校給食の無償化分、これに充当をしております。これについては中学校と幼稚園、それから保育所関係の部分ですね、これも給食を無償化ということで対応をするということで予定をしております。

それから食べ盛りの応援米というのを継続してやってるやつがあるんですけど、これについてもお米の話ありましたんで、引き続きやりたいということで、この事業にも充当しております。

それから事業者の支援ということで、商工業の関係ですね、これの継続的な支援事業というところにもこれ使っているということです。

そして最後なんですけど、少し病院関係の物価高騰に対応したいということで、そちらのほうにも交付金を充当したというような内容になってます。

詳細の説明のときにもこの辺のところ申し上げたつもりやったんですけども、しっかりと臨時会で議論させていただいたようなものということで充当をしておりますので、どうぞ御理解よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。使い道は、そういうふうなことでお聞きしたんですけども、これは各家庭に配らないかんお金じゃないかなと私は思うんですけども、子供さんのある家庭は、そらそれでいいでしょうし、食べ盛りの子供がいらっ

しゃる家庭もそれでいいでしょうし。聞くところによると姫路市は各1人ずつに5,000円ずつを配ったというふうに情報をいただいていますけれども、そのときにたしか藤原議員も言われたと思うんですね。2人の家庭もあれば、独り暮らしの家庭もあれば、5人の家庭もあるし、そこへ2万円ずつというのはいかがなものかということ言われたと私、記憶してるんですけども、その辺からいうと非常に平等性に欠けるといふか、その使い道についても、それは何に使ってもええいうことではしょうけど、人によれば、いや、おかしいじゃないかと思う方もいらっしゃると思います。その辺の平等性といふか、均等に皆さんにお渡しするという観点からいうといかがなものかと私は思うんですけども、その点について副町長はどういうふうに考えておられますか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。そういった御意見がほかの方からも、一部ですけど、お聞きしました。1人であっても2万円ですし、5人であっても2万円ということになるんですが、何歳以下やったっけ。子供。（発言する者あり）18歳か。すみません。18歳以下のお子さんがいらっしゃるところには、それとは別途1人2万円という形で給付がされます。ということは大家族になって18歳以下のお子さんが多いところには子供さん1人当たり2万円ずつが行くということと、加えて1軒当たり幾らというふうな形になっていきますので、高齢者の方には大変申し訳ないんですけど、高齢者が多くいらっしゃる家というのは加算が現在ないということですけども、子供さんがいっぱいいらっしゃるそこには子育て支援も含めて、全くの均等ではないというふうに、2種類の給付がありますので、それでバランスを取っているというふうに思っています。

ただ、私もいただいた意見の中で、高齢者の独り暮らしの家とか、そういうところが本当に2万円だけでいいのかというふうなことを思うという声も聞いているんですが、今回国から出ました重要施策の中の、何ていうんやったっけ。お勧めしてる。名前。（発言する者あり）推奨。国から出ております推奨メニューというのがあります。その推奨メニューにそういったことが載っていますので、それに基づいて対応させていただいたという状況です。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。やはり1人でも2人でもそういう不服の意見を出すというのは、出てくるというのは、僕はやっぱりよくないと思いますんで、100人中100人がよかったねと手をたたかれるというものもないかもしれませんけども、それを目指さないかと。私が思うには、その子供さんに2万円ずつ配られたと、それじゃあ、本当に言われたようにお年寄り1人とか2人で暮らしてる方は、もう1万円か2万円もらったと、子供がたくさんおればめっちゃめっちゃお金もらったやないかというようなことにもなると思うんで、できればそういう一人頭幾ら、国民に対してこんだけ配ってくださいねという補助金が出たならば、それはやはりできるだけ平等に皆さんに配るように今からしていただいて、そういう苦情じゃないですけども、文句が出ない

ような行政をしていかないと僕は駄目だと思うんで、今からそういったことに注意して、そういった苦情が出ないようにぜひとも心がけて、きちっとした形でやっていただきたいと、そういうふうに思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 御意見ありがとうございます。

加えて、そういうふうに配慮していきたいということと加えて、もう一つの観点で、できるだけ早くお届けしたいということがありますので、申請をいただいておりますというよりかは、もうこちらの住基情報とかでプッシュ型で出していくというふうなものと兼ね合わせて平等に、御不満ができれば一人も出ないような形でできないかということは今後も考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。少しお尋ねします。予算書の32ページになります。真ん中辺りの項目ですが、小学校太陽光発電売電収入が46万円、その3つ下に中学校太陽光発電売電収入が4万円と、小学校と中学校と差があるんですけども、この差は何の違いかということで、設備の規模の違いなのかどうか、その辺りですね、教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

今細かな数字を持っておりませんが、キロワットですね、発電キロワットの違いということもござりますが、中学校と小学校の大きな違いでいいますと、特に夏場の使用と売電の関係性であります。小学校につきましては、夏休みにつきましてはほぼ登校がございませんけれども、中学生については3年生の補習であったり、部活、吹奏楽等ですね、でエアコン等も使いますので、この辺で売電収入が減ってるというふうに理解をしております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。予算書の26ページ、商工費県補助金についてお尋ねします。ここに峰山の宿泊施設の起債償還の分が入ってるんですけども、先ほど可決いたしました、いわゆる峰山の浄化槽の件です。以前、委員会でお聞きしたときは、これが償還対象になるのかどうかを協議しているような話をお聞きしたと思うんですけども、この協議の結果、ちゃんと1億4,000万に対して県は負担していただけるのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。負担をしていただく、協定というか、覚書ですね、そういうものがございます。それに基づいた中で、今始めるときから県とこの財源については覚書、経過を、これを生かしてくださいねということで協議をしに行ってるわけです。その中で一遍に大きな金額を県が負担するというのは、これは当然にないわけで、起債の償還に対して、県のほうが後年度について同じような形ですね、こういう形で、基本的にはそういった形で、財政支援といいますか、覚書の履行をしていきますということで御返事をいただいております。

あと浄化槽の更新と併せて仮設の浄化槽のリースがあるわけです。それも付随して、結構金額がかかってますので、そちらの分についても、起債の対象ではないんですが、これについても当然御負担いただければというふうなことで話をしています。これについては同様に後年度に償還が発生するというものではないので、私のほうで県とお話してるのは、同じような形態で、分割でもいいので考えていただけないですかということ、その件については前向きに検討して、協議していきましょうというふうなお返事をいただいているところです。

ですので、このこれらに係る部分については、過去の経過、そういったものも十分に踏まえながら、その部分ができるだけ100%ですね、履行されるというふうな形になるようにということで今後も検討、協議をさせていただきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

7番、松岡議員、この款、この区間3回済んでますので、申し訳ないです。

ほかに質疑ある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。20ページの真ん中のほうの土木手数料、これの屋外広告物許可手数料10万円と上がってますが、これは何人に対しての徴収なのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。屋外広告物の手数料なんですけども、10万円、これ過去5年間の大体平均ということで予算を上げさせていただいておりますけども、過去5年間で18万円ぐらい手数料が入っております。件数にしましては、過去5年間の平均が28件ということで、それに基づいた手数料ということで、例年10万円程度、低いときには13万、これは許可の更新の時期にもよりますので、この手数料ということで、今年度は10万円予算として置かせていただいております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。うろ覚えですけど、調べてみたら、これ2年で1回の徴収やったと思うんです。一度も町内で徴収されたことがないという方もおられるんで、これほんまに公平公正な徴収のされ方をしとんかなと思ってちょっと質問させていただいております。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。基本的に神河町自体が禁止地域というか、許可地域ではないということで、禁止地域であっても申請の対象になります。それで基本、5平米以上でしたかね、の面積に対して国道とか県道から目視できる部分について対象となっております。たしか、おっしゃるとおり、これ平成18年度ぐらいに調査をさせていただいてるんですけども、若干まだ督促をしても納入されてない方も当然いらっしゃいますので、そこら辺につきましては定期的に徴収とか、申請していただくようお願いはしております。ですから、手数料納めていただいている人が損をすとか、そういうことがないように努めとんですけども、なかなかちょっと申請出していただけない方もいらっしゃいますので、そこにつきましては定期的に勧奨というか、してるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。予算書でいいますと、29ページ、基金の繰入金についてお尋ねします。今年度のいわゆる基金の繰入額が非常に多く、対前年度でプラス5億というふうになってます。111億いう超大型予算の中で、財政特命参事も非常にやりくり御苦労されたのかなというふうに拝察いたします。

その中で、すみません、予算説明資料の25ページに基金の状況が載っております。この中のうちのまずケーブルテレビネットワーク維持基金、今年度いっぱい取り崩されて、残額が1,100万円しか残らないというふうになるんですけども、いわゆるケーブルテレビのIRU契約にすることによって今後はこの基金はそんなに必要がないというふうに御理解してよろしいのかどうか。それとも、いやいや、そんなことはないです。IRU契約しようがどうしようが設備の維持管理にはお金は必要になるので、今後も基金は積み上げていかないといけない、どういうふうに理解しといたらよろしいですかね。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。ケーブルテレビの基金ですね、これ積み上げていかないと、もうこれでは以降の維持ができないということになります。なので、今回この部分に大きく基金を充てたというのは、10ギガ対応するために設備に2億ちょっとかかっているんですね。それについては何ら補助金とか、起債とか、そういうようなものを使えないというか、該当しなかったというところなんです。なので、もうこれは積み上げて維持管理基金を充当して

いくということで、ほぼ全部入れないといけなかったということです。

なお、その1億余り、なので、まだケーブルテレビの基金だけでは対応ができないので、まちづくり基金でありますとか、公共施設の基金でありますとか、そういうものを取り崩して入れてます。これについては以降の運営形態を移行するような形に進んでいきますので、それに併せて伴う収入ですね、そういったものを今後この部分の基金を回復していくということで積んでいかないといけないというふうに思ってます。ですので、この基金が必要なくなるということは、まずない。ここはまた元に戻したいなというのが、戻す必要があるというふうな認識で捉えておりますので、ここについては少し最初の投資としてお金が要ったので基金を崩しましたが、以降の維持管理というところを十分に踏まえて基金は戻していくというふうに思っておりますので、そういう御理解をしていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 小寺です。3回目になります。同じ基金の予算説明資料の中で、まちづくり基金についてお尋ねします。この基金は、合併特例債2年分を積み上げて、いわゆる運用当初は、もうその基金の預金利息を住民福祉等に使いたいというふうに積み上げられたと思います。昨年、そのもう1年前ぐらいかな、結構その原資のほうを取り崩してき出して、令和8年度末の残高見込みが7億円というふうに、当初に比べたら3億5,000万ほど減るのかな、原資が減ってきてるので、当然それに対する利息も減ってきます。

お聞きしたいのが、いわゆるこのまちづくり基金に対する考え方がもう執行部の中で変わられたのかどうか。もともとは合併特例債の積み上げて、預金利子で住民福祉をやっていききたいというふうな発想から始まった基金だったんですけども、もうちょっと今の財政の状況ではそんなことを言っていられないんだと、取り崩してやっていくしかないんだというふうに方針を変えられたのかなというのはお尋ねしたいとこなんです。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まちづくり基金の考え方ですね、これについては変わってございません。もともと議員おっしゃられたように、果実運用、そういうことで合併の市町村の今後に資するよという趣旨でございました。これも合併以降20年の経過、月日が流れてます。この中でこういった原資の部分についても、もともとの趣旨、手法は少し変わったのかもしれないですが、考え方としては基金の設置条例の中の考え方で運用をしてるということです。なので、このまちづくり基金については、広く住民の福祉に資する、そういったものに、原資ですね、使っていくということにしています。

ですので、今回ケーブルテレビ、基本的には町内全域の部分なので、少しこじつけみたいな話になりますが、そういうのにも使わせていただいたということですが、基本的には町全体の住民の皆さんの計画に関するものとか、そういったものを中心に充当をし

ていったということでありまして、今までもこれからもそういった考え方の下で適切に運用をしていくということに変わりはありません。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようです。

それでは、これより歳出に入ります。1款議会費、36ページまでをお願いします。
質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。

次に、2款総務費、53ページまでをお願いします。

質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 説明資料の55ページ、企業誘致事業ですね、これについて今年度4,765万の増で、6,745万円の予算になっております。かなり力が入っていると思うんですけど、まず総体的にこれについてどのように考えられてこの金額をつくられたか、これちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。企業誘致事業6,745万5,000円増額になったというふうなところの大きな部分でございますけれども、一つは、令和7年度から実施をさせていただきました地域活性化起業人のほうなんですけれども、7年度は今4社といいますか、4つの事業所、それから個人の方に起業人として入ってきていただいて活動いただいておりますけれども、その部分をもう少し強化をさせていただいて、8年度につきましては全部で7社ですね、今派遣型1社、それから副業型が3社ということの4社なんですけれども、もう少し副業型というふうなところを増やさせていただいて、町内の課題解決に伴いましてのサテライトオフィスの運営というふうなところを8年度積極的にさせていただきたいというふうなところで約3,300万円ほどプラスになっておるといふところが大きな原因というふうなところになります。

その3,300万円の中には、もう一つ、地域おこし協力隊というふうなところの委託型というふうな形で林業の活性化というふうなところ、木工芸ですね、木工芸のところの分の特産品なんかを作っていきたいというふうなところに力を入れたいというふうなところと、もう一つは、ふるさと納税なんかの返礼品に伴います特産品開発のほうにも少し力を入れていきたいというふうな形の中で、委託型の地域おこし協力隊というふうなところを2名プラスさせていただきたいというふうなところでの1,100万円、合計3,300万円ほどがプラスになっておるといふような状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） その分、予算書の45ページに書いてある委託料のところの3,300万ですね、今説明されたんは。

実際、去年から入ってこられて、具体的にどのような企業誘致ができてるのか、現在のところ。結局企業そのものが来てるわけじゃないですよ。企業を呼び込む人が来てるといことですね。だからその際のメリットとデメリットですね、こんだけの予算をかけて、結局呼び込みだけが進んでしまって、それでできなかったじゃ困るんで、その辺のメリットとデメリットをちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。地域活性化起業人におかれましては、令和7年度からその制度を採用させていただいて入ってきていただいております。すぐにサテライトオフィスというふうなところはなかなか難しいというふうなところもありまして、3か年の計画の上で最終的に事務所、サテライトオフィスを置いていただくというふうなロードマップも、計画もつくらせていただきまして、今実施をさせていただいておるといふうなところがございます。基本的に費用対効果というふうなところを言いますと、町内での事業ができるかというふうなところの今現在は確認作業をしていただいております、その作業内容の基に事務所を置いて、そこに人を雇用するというふうな形になっていくということになりますので、町にとってはやはり雇用の場というふうなところが増えていくというふうなところが最大のメリットというふうなところと考えておりまして、単純に金額だけの比較というふうなところではなくて、働く場所が増えていく、また一つ、今現在はAIというようなDX化のほうなんかを中心にサテライトオフィスで動いていただいている状況になりますけれども、そういったことに力を入れておるといふうなところの町のPR効果というふうなところも含めてメリットというふうにして考えていきたいなというふうに思っております。最終的には雇用場の確保、そこに必ず雇用をしていただけるような形で3年間の中で実行をしていただきたいというふうに、指導もさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解のほうお願いしたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 過去に神河町に来て、結局うまいこといかなかったというのがありますね。まだおって、アグリにしろ、コオロギにしろ、まるしいたけにしろ、やはりきちっと根拠を見定めて役場のほうでお願いすると、それはやっぱり必要やと思うんです。やってもらうことで来てもらうために呼んでるんやから、それが実が結ばなかったらやっぱり意味がないんで、桜空のときも一応一番最初は第三者入れて考えて、結局、最終的にはもううちでつくってしもうたような感じになるんで、その辺のところをよく考えてお金を使ってほしいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。ありがとうございます。基本的には一つ、町の課題というふうなところの解決という中でのサテライトオフィスの開設というふうなところですので、私たちの役目としましては、そのはっきりした課題というふうなところを事業者にお伝えして、その上でその事業者のほうでそれを解決するという中での事務所を設置していただくというふうな動きになるかというふうに思っておりますので、私どももきちっとした計画の下その事業者のほうを指導していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。企画費の負担金、補助で、46ページ、予算書の、説明資料55ページでコミュニティ助成事業というのがあるんですけど、今年も3地区を上げられてます。去年も同じたしか3地区だったんかな、上げられて、多分大体2地区ぐらいしか採択されてないのかなという気がするんですけど、やっぱり漏れたとこの地域の、また今年ももし2地区でしたら、やっぱり3地区で、1地区外れる形なるんですけど、住民自治、いわゆる地域自治協とかいろんな活動される中で、やっぱりその一つの支援になるんかなと思うんですけど、落ちた地域のいわゆるサポート言うたら悪いんですが、フォローをどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。最後の質問と申しますか、結論から申し上げますと、各年度、優先順位というふうな、複数要望というふうな各集落から出てまいりますので、その中で優先順位をつけさせていただくというのが一つの作業になります。その優先順位のつけ方といたしましては、それぞれほかの補助金等を今まで使っておられないかというふうなところなんかも含めて、使っておられないところというふうなところは優先順位というふうなところで上がってくるというふうなところになるんですけども、そういった中で毎年、今年度もそうですけれども、今年度は新田、中村、新野と、3地区の分の予算を上げさせていただいた。要望的にはもう少し多いというふうなところなんですけれども、まずついても3つぐらいであろうということの中で3つの集落の要望を上げさせていただいております。

もし漏れた場合ということになるんですけども、再度、新たになるんですけども、前の年度に上げてたから優先順位が上がるということではなくって、毎年新たに要望を出していただいたところでの優先順位をつけさせていただいております。当然前年度に優先が高かったところ、それで漏れた場合につきましては、やはり優先順位が高くなるというふうなところもありますので、そういったところで年度、年度、新たに形をつくっていかさせていただいて優先順位をつけて、その上の団体のほうに申込みをさせていただいてるというふうなところですので、基本的には、申し訳ありません、前年度にし

だから優先が上がるというふうな捉え方ではないと、トータルの中で再度優先順位つけさせていただいた中での要望というふうなところで御理解いただきたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

5 番、安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） 5 番、安部です。説明資料は 5 5 ページで、予算書は 4 5 ページの 1 4 節工事請負費ですね、1,024 万 1,000 円、これ中村のドリームホームの太陽光パネルの撤去工事ということなんですけども、これは何年ぐらいに設置されて、その設置された費用は幾らぐらいあったのか、それを教えていただきたい。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） 大変申し訳ございません。今ちょっと手元に資料がございませんので、また後ほど、すみません、お示しをさせていただきたいというふうに思います。申し訳ございません。

○議長（澤田 俊一君） 5 番、安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） じゃあ、同じくなんですけども、今後、この後、撤去された後、再設置うんか、新しく設置されることはあるのでしょうかと。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。その辺も撤去のときに、故障した後、撤去するというふうな検討に入るときに、中村区の公民館というふうなところもありますので、中村区のほうとも調整もさせていただきました。基本的には町としては、何か新たな太陽光パネル等もつけさせていただきたい、費用的なところも含めて考えたわけなんですけれども、なかなか更新というふうな補助金等がないというふうなところと、中村区といたしましてももう今のは取っていただいて、必ず雨漏りをしないようなきちっとした形での整備をしてほしいというふうなところのお話も聞きまして、最終的に結論を出させていただいたのは、もう更新というふうなところではなくて、撤去するというところでございます。

撤去の仕方につきましても、もう今はあのパネルは、今の屋根、鋼板ぶきなんですけども、その鋼板ぶきに挟んだ形で設置をしてあるということですので、その鋼板からパネルを外して、銅線等もきちっと取って、裏のほうに機械室があるんですけども、そちらのほうもきれいに整理をさせていただくというふうな形でこの金額というふうなところになっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。今の関連ですけれども、私も尋ねようと思っていたんですけども、この撤去されるその理由ですね、なぜ撤去されるかも教え

てください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。この撤去する理由につきましては、もうソーラーパネル自体の発電ができていないというふうなところで撤去するというふうに決めさせていただきました。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。予算書でいうと、39ページ、総務費、一般管理費の中の使用料及び賃借料についてお尋ねします。いいですかね。この使用料及び賃借料、今年度8,644万8,000円と総額で上がってございます。令和7年度、前年度の予算書を見ると1億3,474万8,000円と大きく、4,700万円ほど減額なってます。その中身を調べてみると、まずパソコンリース料が329万8,000円に対し、前年度は1,642万8,000円、前年度にはあったコンピューター使用料3,833万7,000円、これがもうなくなっちゃってるんですけども、これは何でなんですかね。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。このパソコンにつきましては、今リースが保守が切れてるというふうな状況でございます。その分を、要は今リース切れてるんですけども、修繕費で予算を計上させていただいたというふうなところです。といいますのは、このパソコンというのが最近非常に高いんですね。それで、このたび基幹系の住民票とか出す機械と、実は私たちが使ってる情報系のパソコンも全部一斉に更新の時期を迎えて、そのパソコンは非常に高いというふうなところで、この基幹系のパソコンでも大体7,000万ぐらい、私たちの使ってるやつでも1億を超えていくみたいなことがありますんで、そういったものをどのように考えていくのかというふうなところも踏まえて、今年度は基幹系のパソコンだけを更新させていただいて、情報系のやつは1年間、そういった保守も切れてますんで、その代わり修繕費を置かせてくださいというふうなところで機械の更新を少しづらしていこうというふうなところも踏まえてこのたび予算を立てさせていただいたというところで、少しそういった部分が予算が減ってるんですけども、それはそういった機器の費用が高くなったというふうな裏返しというところで、来年はまた更新の費用が上がってくると、逆に上がってくるといふことで御理解を賜りたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。そしたら今年度は保守の期間も切れてるけれども、あえて更新せずに修繕費、これ500万ですかね、上げておられる、この中で取りあえず対応はしますと。ただ、でもまた来年度、恐らくリース料がすごい跳ね上がるだろうというふうに理解してよろしいですかね。いや、いいです、ここはいいで

す。

同じところの使用料及び賃借料の中でね、もう1点、これは教えていただきたいんですけども、ガバメントクラウドの利用料5,535万6,000円、これ前年度は5,000万円ほど上げておられました。ただ、前年度5,000万上げておられた中でね、先ほどの8号補正で2,400万でしたかね、減じておられます。ということは、一体全体これは正しい金額は幾らなのかなというのが全く分からないので、ちょっと、どういうんですかね、システムといいますか、そういうのも併せて教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。ガバメントクラウドの利用料って非常に高いってところで、実は標準化システムの先行事例をやっているとこのガバクラの料金は高いのでいうことで、国のほうでも何とかこれを安くできないかというふうなところを今ずっと研究もされてるんですね。そういった中で、今テスト環境で、令和7年度はテスト環境でつないでた部分もあるんですけども、そういった適正化っていうふうなところ、デジタル庁はモダン化と、近代化というふうに言うんですけども、そういったものをしていくことでガバメントクラウドの利用料を非常に引き下げられたと。それが利点ですよというふうなところで、このたび補正でもどんと落とさせてもらったんです。ただ、それが当初予算のときまでは検証も含めてできていなかったというふうなところでありましたんで、このたびは5,500万というふうになっておりますけども、これについては引き下がるものというふうなところで御理解賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようですので、総務費を終わります。

次に、3款民生費、61ページまでをお願いします。質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 説明資料の61ページ、民生委員児童委員事業ですね、これ若干、28万6,000円下がっております。大変なお仕事で、でも大事なお仕事であると思うんですけど、実際成り手不足になってると思うんですけど、それに対する方策とか対策は考えておられますか、それちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。昨年の12月に改選をしまして、38名の民生委員さんから39名の民生委員さんということで、1名増というところで改選をさせていただきました。改選につきましては約半年から1年ほど前から区長さん等をお願いをしまして民生委員の推薦をしていただくわけなんですけど、昨年の推薦に当たりましてはもうそうですし、3年前の推薦でも区長さんが苦慮されておま

して、なかなか民生委員さんを推薦するというのが難しいんだという話は聞いてはいるんですが、なかなかこれといった打開策というかなかなかなくて、ある区長さんからは2つの集落を1つの民生委員さんにしてはとかいう話も聞いたりもするんですけども、そうすると逆に民生委員さんの範囲が広まってしまって逆に民生委員さん大変なことになるかなと思ったりもしますし、本当に民生委員さんの選出っていうのはなかなか難しい状況で、これといった策はないんですけども、区長さんのほうには無理をお願いしながら、民生委員の推薦に当たっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 先ほどの説明で1名増えたとおっしゃいました。金額は28万ほど下がってるというのはどういうことか、それちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。1人増えて費用弁償のほうは1人分増えてはいるんですけども、民生委員さんのところに補助金を毎年出してるんですけども、その辺のところは若干繰越が多いということで、今年度は若干補助金を下げたようなこともあったり、事務費で、去年は改選時期でありました、昨年というか7年度は改選時期だったので、その分の経費が置いてあったのが8年度はないというところで、7年度に比べて8年度は減ということになっております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 分かりました。

神河町も高齢者の方がどんどん増えていきます。実際に難しいとは思いますが、何らかのやっぱり方策を考えていかなあかんと思うんで、その辺よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。予算書でいうと58ページ、説明資料69ページになります。福祉医療の関係で、扶助費ですね、扶助費の中でいろいろあるんですけど、その中で乳幼児等医療費扶助費と母子家庭等医療費扶助費については、これは神河町の誇る少子化対策で、兵庫県の補助を超える分をやっています。具体的には、乳幼児等医療扶助費は兵庫県の補助は中学生で打切りですが、高校生まで神河町は延ばしています。それから、母子家庭については、独り親世帯のことですが、医療費の扶助費をしています。保険から出る3割負担分について、さらに安くしています。その所得制限を緩和してるということでもあります。

聞きたいのは、説明資料のところで69ページの医療助成事業の真ん中ほどに、ちょうど真ん中ほどですね、乳幼児医療と高校生等のほか公費助成後の自己助成額10件、12万円、これが該当を今言いました神河町の上乗せ分と思うんですが、これは分かるんですけど、この中で聞きたいのは、母子医療ですね。この分は明確に書いてないんです

けども、これは母子医療も含んで10件、12万なのか、この辺のことをお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。先ほど吉岡議員がおっしゃられた予算説明資料の乳幼児等と高校生等のほか公費助成後の自己負担額の助成費ということで、10件、12万ということですが、乳幼児医療につきましては、公費分のほかに町で単費で負担している部分がございますので、ちょっと併せて件数を御説明させていただきたいと思っております。

まず、乳幼児等医療ですが、中学生までの町単費の人数につきましては118人で1,114件、金額にしますと2,109万9,000円を予算化しております。あわせて、先ほど説明資料にもあります部分で、乳幼児等と高校生等のほかの公費助成後の自己負担額ということで、これがまた10件と12万円で、合わせて118人分の1,124件、2,121万9,000円を予算化しております。あわせて、高校生の分としまして274人、3,046件、1,080万7,000円を予算化しております。合計で乳幼児等医療分につきましては392人分、4,170件で3,202万6,000円ということでございます。

母子医療につきましては、町の単独で助成しておりますのが32人の469件で、予算につきましては108万7,000円ということでございます。

予算説明資料のほうにも少し記入が漏れているというか全て書かれておりませんので、補足で説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。民生費、終わってよろしいでしょうか。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。60ページ、予算書60ページの真ん中ほど、12番、委託料の縁結びの委託料104万1,000円ですが、今から計画立てられるんか知りませんが、今年はどうのような事業ですね、特色ある事業するって聞きたいんですけど、どうでしょうか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。毎年婚活イベントという形で予定をさせていただいております。令和8年度も2回する予定ということで今考えております。

1つは、町内の観光施設を利用した形での婚活イベントというところが1つ、それからもう一つは、町内のいろいろな施設、7年度は銀馬車というふうなところを一つテーマに、バスに乗ってバスの中での婚活、またその場所、場所で降りていただくの交流というふうなところの婚活もさせていただいたんですけど、それもなかなか好評というふうなところもありまして、8年度におきましてもバス婚活といえますかね、バスを活用した婚活のイベントを一つしたい、この合計2つ、今考えておるところでございます。

ます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。バス婚活すばらしいと思うんですが、場所的にどんな観光地を、観光地というか名所というか、多分西播磨管内だろうとは思いますが、もし何かあれば。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。今ちょっとどこを回るかというふうなところまで検討はできてないんですけども、7年度実施させていただいたんは、先ほど言いましたとおり銀馬車というふうなところをテーマに、生野銀山からずっと姫路港まで、亀山御坊ですね、そこまで下りていく中でというふうな、もちろん福崎のもちむぎのやかたとかああいうふうなところも寄らせていただきながら実施をさせていただきました。少し反省点もございまして、あまりちょっと数が寄るところが多かったというふうなところもありますので、そういった部分も注意しながら今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようですので、民生費を終わります。

次に、4款衛生費、予算書は69ページまでをお願いします。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。予算書は62ページで、負担金、補助です。病院への補助金と出資金もあるんですけど、病院のほうへ、あれ多分今年は約10億3,000万ほど補助金、出資金合わせて減ってると思うんですけど、どのような形で病院のほうに説明されてるのかということと、それから地方交付税、普通と特交の分、多分ルール分算定されてると思うんですけど、それぞれ幾らほどになってますか。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。病院関係ですね、少し内容ですね、補助金、出資金の内容部分を申し上げたいと思います。

従来どおり補助金として2億6,000万円でございます。それから、人事院勧告等の人件費の関係で、交付税のほうでも病院部分限定ではないですが、再算定があったところで、この給与改定分のということで700万円でございます。それから、病院関係の出資関係になりますが、出資分ということで1億円、これが従来分です。電子カルテのほうが終わりましたので、こちらの分は出していないということです。それから、通常の過疎債を利用して医療機器の出資ということで支援をさせていただいてる分が、今年度については、大体4,000万円ぐらいということでやってるんですが今年度は少し対象の機器がないということでございますので、2,620万円という形になります。それ

から、企業版ふるさと納税で少し病院のほうの支援ということで御寄附をいただいた部分がありますので、これが200万円ほどという形で出させていただいています。したがって、病院関係への繰り出しにつきましては3億9,520万円になりますかね、という形になってます。

昨年が全部数字を合わせると5億ぐらいたったんですけども、今回はこういうところでございます。これらの病院関係の繰り出しについては、何ら病院との協議の中というところで、別に特段変わったというような、減らしたとか増やしたとか、そういう要素はございません。

それから、お聞きの交付税関係なんですけど、これにつきましては大体交付税の算入部分ですね、3億円ぐらいということで見込んでございます。冒頭の町長のほうの話もありましたけども、国のほうではこの交付税部分ですね、これを少し単位費用でありますとか、そういう部分で交付税部分を増額するというところと、中期財政計画の中で病院への繰り出しというのを財政措置をしておりますよというような、国の動向はそういったところを聞いてます。

なので、今までもこれから先もそうですが、交付税については病院部分ということで算出された部分については、これまでもこれからも同様に満額病院のほうに出していくという形になります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。続きまして、健康づくり対策関係で、64ページです。説明資料にはどこに書いてあるかちょっと分からなかったんですけど、特定健診受診率向上委託料が336万、64ページの委託料の中にあると思うんですけど、それどこに委託されるんか、それとその内容を教えてくださいませんか。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） この委託料なんですけれど、基本的に受診勧奨ということで、未受診の対策事業ということになっております。国保連合会等を通じて事業を実施していただくものになっておりますので、そちらのほうで事業を、受診勧奨をさせていただくということになっております。すみません、以上です。

追加で、すみません。事業所が、すみません、キャンサーズキャンになっております。以上です。（発言する者あり）キャンサーズキャンとなっております。

○議長（澤田 俊一君） 委託先がそういう名前ということですか。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この特定健診の向上委託料につきましては、国保事業から一般会計のほうに繰り出しをしております事業として、特定健診の未受診者に対して受診勧奨に係る業務を株式会社キャンサーズキャンという会社に委託しております。具体的には、過去3か年の特定健診受診歴によりグル

ープ分けをしまして、未受診者の状況に応じて勧奨はがきを作成して、8月、10月と2回に分けてそういった勧奨のはがきを送るというような、こういった事業となります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。予算説明資料72ページで、予算書63ページ、4款衛生費、18節での公立神崎総合病院の医師Uターン促進事業の支援金ということで、医師確保に年200万円、そして5年で1,000万という記事が2月の26日の新聞に、神戸新聞に出ておったわけなんです。これを見られた方がたくさん関心を持たれたというのか、病院を何とか守ってほしいという御意見もあったわけなんですけど、そういう方から多くの御意見も聞きましたので、ここで質問をさせていただきます。

制限回数も3回ということなんで、ちょっと若干一遍に多くの質問をさせていただきますが、よろしくをお願いします。

まず、こういうことをやろうという発想ですね、この発想、人材確保のためとありますが、これはどういうところからこういう発想が出てきたのかということでございます。

それから、2点目につきましては、郡内出身者もしくは在住の医師が何名おられるかということの調査をされておられますかということでございます。

3点目に、それら医師がおられた場合、町長自ら出向いて声をかけ、相談し、またアタックをされたかということが3点目。

それから、4点目が、複数の医師がこれに応募された場合、その対応ですね、どういうふうにされるのかということをお聞きします。

それから、5点目ですね、神崎病院必要医師数は何名で、スムーズな運営ができるのかということ、また経営ができるのかということでございます。今ちょっと二十数名おられると思うんですけども、それで充足するのか、それともまだまだ足らんのかというところでお聞きいたします。

それから、6点目ですね、関連で現病院各科で医師が充足している科、または不足している科があるのかどうか、その辺のところを、その6点からお聞きしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。今回、医師Uターン促進事業の支援金というものを創設させていただきました。まず、なぜこのような支援金の創設をしたのかという背景からちょっと御説明を申し上げたいというふうに思います。

当院の在職する常勤医師は高年齢化が進んでおりまして、中堅であったり若手医師の獲得が喫緊の課題となっていることによります。常勤医師18名いるんですけども、

18名のうち研修医、1年交代の医師3人を除く15名の医師の内訳ですけれども、60歳以上が9名、50歳から59歳が4名、49歳以下が2名となっています。主要3科で申し上げますと、内科総合診療では67歳、65歳、63歳、62歳と県からの養成医というふうな年齢構成になってます。外科では、66歳、63歳、57歳、56歳の4名です。整形外科でも、62歳、57歳と神戸大学の2人の状況でございます、60歳以上の医師が大部分を占めてるというところでございます。

また、研修医などを受け入れる際に指導医の資格を持った医師が必要なんですけれども、当院には指導医の資格を持った医師が少ない状況で、研修医の受入れにも支障が出ている状況というのもございます。

ここ数年で定年に達する医師ばかりで、診療業務に支障を来すことが明白であることから、あらゆる手段で採用活動を積極化しているところですが、全国的にも開業医や大病院を除いて医師不足や都市部への偏在が顕著でありまして、僻地であったり中山間に属する当院等への応募状況は大変非常に厳しい状況であることから、採用方法の選択肢拡大の一環として、ふるさとへの愛着や懐古心からなれ親しんだ地域への貢献や奉仕の精神を喚起する募集方法として、当院に新たに就職する対象医師へ支援金を出すことで医師獲得に寄与しようということで、病院の中から提案をさせていただいたものでございます。

2つ目に、郡内出身もしくは在住の医師が何名おられるか調査をされてるかというところですが、現在調査はしておりません。

要綱の中に神崎郡内の出身者だけではなく、初期もしくは後期専門研修中に当院で1年以上勤務した医師、例えば県の養成医であったり県から派遣された医師等も支援金の対象になるので、制度開始後はそれらの医師にも声かけをしていきたいというふうに考えております。

住民様におかれても、知り合いに対象となる医師がおられる場合はぜひ御紹介をいただきたいと思っておりますし、また病院からもアプローチをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、複数の医師が応募された場合の対応というところですが、さきに申し上げましたけれども、医師の確保はここ5年ぐらいが山場であるというふうに考えているので、複数の応募があった場合、町とも相談して何とか予算確保に努めて対応をしていきたいというふうに考えております。

それと、当院の必要な医師数は何人程度で、スムーズな運営、経営ができるのかというところですが、医師数で申し上げますと、内科系では7名から8名、外科系では4名程度、整形外科系も4名程度で、現状維持ぐらいが適切ではないかというふうに考えております。その他の科については一人診療科になるので、町の医療政策の関係もあると思っておりますので、協議しながら対応していくことになろうかというふうに考えております。

あと、当院の科で医師が充足しているか不足しているかの状況ですけれども、内科系、外科系、整形外科系とも人数的にはある程度確保できているというふうに思いますけれども、先ほどから申し上げてますように、定年間近の医師が多い中で、数年先の当院の状況を考えるとき、今、医師の確保ができなければ将来が大変な状況になるというふうに考えております。

現在不足している科というところですがけれども、昨年12月末に麻酔科の中庭先生が退職なされました。また、この4月には宮原先生が非常勤になられるということになりますので、麻酔科の医師不足が否定できないところでございます。麻酔科の医師不足によると手術件数の減というところも考えられますので、何とか神戸大学とも相談しながら麻酔科の確保にも努めてまいりたいというふうな状況でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。たくさん一遍に質問しまして、申し訳ございませんでした。こういう形で全体に聞いてみますと、やはり医師の高齢化というもので、あと補充をしていかなければ病院が続かないという、その辺のところが一番大きな問題かなというふうに今の説明で受け止めたわけなんですけれども、こういう形で、これヘッドハンティングみたいな形の言葉で言うたらええんか悪いんか分かりませんが、やはりこういう形のやり方をすると他の病院からいろんなそういう苦情みたいなもんは出ないかという心配もあるんですけど、一般の住民からしたらね、お金でお医者さんを釣りよるといような言葉は悪いですけど、そういう意味合いの質問もあるわけなので、その辺のとも気をつけていかなあかなというふうには私は思ってるんですけども、大々的にお金をぶら下げたということでございますけれども、その辺のとも気をつけていただきたいなというんが私の今、思いでございます。

そういった意味で、住民からはどうしても病院を置いてほしい、頑張してほしいという気持ちは持っておられることは私受け止めておりますので、今の聞いたことも含めて、やはりしっかりと医師確保には努めていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。どうもありがとうございます。1点、議員さんにもこの要綱をきちんとお示しをしていないところもありますので、少し支給対象の部分を申し上げたいと思うんですけども、実は郡内の医療機関に勤務実績がないことというところも盛り込んでおまして、これにつきましては地域の医療機関との間に問題が生じないようにというところも踏まえて、そういった規定も設けているところでございます。

それと、先ほど安部議員もおっしゃいましたけれども、病院としても何とか医師確保

をしていかななくてはなりません。実は今年の2月から、会計年度的な立場になりますけれども、但馬方面の大きな病院で勤められて、医事課の課長、部長ですかね、そのような立場にあった方が、但馬方面でかなり医師確保に奔走されたというところも聞いておりました。その方を2月の1日付で、非常勤ではありますがけれども採用いたしまして、今、医師確保の渉外担当としていろんな大学とも交渉をしながら医師確保に努めていただいているところがございますので、付け加えをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

4款衛生費の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。再開を13時ちょうどとします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に続いて、第23号議案、令和8年度神河町一般会計予算について質疑を行います。

午前中に質疑がありました未回答の部分について、説明をお願いいたします。

まず、2款総務費、安部議員から質問がありました中村ドリームホール太陽光パネルの設置年についてお願いいたします。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

中村ドリームホールの太陽光電池の設置年ですけれども、平成10年度に設置をしております。それで、発電容量につきましては19キロワットでございます、そのときの事業費が4,326万円というふうになっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 続いて、4款衛生費、藤原議員から質問がありました特定基本健診の未受診者の対応について、木村保健師事業特命参事から補足の説明があります。

木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。午前中の説明につきまして、少し補足と訂正をさせていただきたいと思ひます。

特定健診受診率向上委託料に関しましては、先ほどもちょっと説明させていただきました株式会社キャンサースキャンということなんですけれども、令和5年度からこれは国保事業のほうで3か年、今現在取組を行って事業でありまして、国保事業におきましては国保連合会が業者を選定し、契約を結び、国保連合会、業者、保険者3者で契約を結んで取組を行って事業になります。この事業者におきましては、全国的にも受診率向上のエビデンスがある事業所となっております。8年度の予算計上におきましては、国保会計ではなくて後期高齢の方への受診勧奨を取り組みたいということで予算計上を

させていただきます。以上となります。

○議長（澤田 俊一君） それでは、午前中に続いて、4款衛生費の質疑を続けます。質疑ある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。予算書66ページ、5目診療所費、説明資料の78ページになると思います。これで大畑診療所の場合は公立神崎総合病院のほうの形になりますが、こちらは一般会計ですが、この金額を見ましたら500万ほど金額かかっているようです。診療の内容をちょっと調べてみたら、週に1回かな、受診というか診療行為されてるのが。その辺のちょっと詳しい診療内容と、あと来られる患者数、どれぐらいの患者数が年間あるのかお知らせください。

○議長（澤田 俊一君） これはどなたが答えられますか。

しばらくお待ちください。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。診療所につきましては、川上診療所と上小田診療所ということで、令和6年度でしたら川上診療所は月平均17名、上小田診療所でしたら平均で3.8名、4名程度ということなんですけども、令和7年度につきましては少し減っております、川上診療所については11.6名で、上小田診療所については4.4ということであんまり変わりはないんですけども、月平均でいきますと、合わせて川上・上小田診療所につきましては令和6年度がおおむね月当たり20.8人程度でしたのが令和7年度が16人ということで人数的には減っておりますので、予算のほうにつきましても50万程度減というような形になっております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。それ僻地医療は大切なんは分かりますが、そうなってくると500万円の金額の中に令和7年度にすると16人ほどなんで、一人頭に考えたら相当金額のほうはかかっているんじゃないかなというふうに思うんですが、それやったら何か方法がほかにあって、総合病院のほうに出てきてもらうとか、そういうことをやるのは無理なんでしょうかね。そのほうが立岩医院の先生の見立てとまた違うこともあると思うんで、僕は何か送迎するのか何か、もう少し形を変えてみたらどうなのかなというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。おっしゃられるとおり、神崎総合病院のほうに皆さん来ていただければというところもあるんでしょうけれども、やはりそこまで足を運べないというような、僻地という言い方がいいかどうか分かりませんが、そういったところで行けない方ということで以前からそういった診

療所を町のほうで設置してるということになります。

大畑診療所につきましてもかなり受診者が減ってるということで、病院のほうからも少し見直しをしたいというような申出はありますけれども、今後人口が減っていく中で診療所につきましても検討はしていかなければ駄目かなというふうには思っておりますけれども、現在のところそこまでの議論には至っていないという状況でございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。大畑診療所についてもそういうような意見が出てるんでしたら、一度考えてみて、いい方法があるかどうか考えていただいたほうが、恐らく経費的なものは人数が減って、今現在で16人ほどですけど、それが8人になったところでかかってくる経費は同じぐらいかかってくるでしょうし、しますので、利益をいうわけじゃないですけども、少し何か方法を考えていただきたいなど、そういうふうに思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） どなたか発言ございますか。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 御指摘のとおりかとは思ってます。財源が国、県というか、補助金も出ますので、町の一般会計に占める割合ということになると少し減るんですけど、それでも1人当たりで換算すると結構な額ということになりますので、私が聞いてる範囲でいいますと、投薬の利便性とか薬を求めるときの利便性とかもどうも含まれてるように思いますので、今日発言いただきましたので、しっかりと見直した形で何がいいのかということを考えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようですので、これで衛生費を終わります。

次に、5款農林水産費、78ページまでをお願いします。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。72ページに農振で負担金、補助のものはたくさんあります。それから、説明資料でしたら83ページ。あわせて林振、林業振興についても、これは当初予算では78ページ、それから説明資料では86ページにいろんな事業があるんですけど、ちょっと基本的な考え方をお尋ねします。2050神河将来ビジョンで50年見越してのいろんな計画を立てておられます。美しさを守るはそれで分かるんですけど、今従事されてる方、農業従事者、林業従事者でも一緒なんですけど、高齢化。林業の方につきましてもね、ほとんどおられないような状況なんですけど、町内の約87%ぐらいかな、農地、林地がある中でね、どうやっていくのか。一つはロードマップでもつくって進めていかないと、こんな小まめなことやっとなんてしようがないんで、どういう形で将来につなげていこうと考えておられるのか、計画に

基づいて今年度はこれをやりたいというような立て方でされるのか、そこを教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。おっしゃいましたような将来ビジョン的な農林業に係る将来ビジョン的なものの必要性は感じておるところでございます。それについての調査研究等も担当で今してはくれておるんですけども、まだ形であったり方針であったりということには至っておらない状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。おられる方が、いわゆるここで退職された方がほとんど中心になってこようかと思えます。若い50代の方が5年後に考える体の衰えと70歳が感じられる体の衰えの速度は全然違いますんで、2年も3年もすればかなりえらさも感じられますんで、山につきましても健康な山をしよう思うたって、これだけの広い面積、相当かけないとできません。田んぼにつきましてもね、今ほとんどおられない状況で、全部法人の農業組織にお願いされる状態で、そこも大きな面積を抱えられたところでもなかなかうまく進まないの、やはりもうちょっとスピード感持って考えていただきたいのと、やっぱりある程度は将来見越して、今やったらどうすべきかをちょっと考えて、ロードマップもつくるなり計画つくるなりしてやっていただけるようお願いしたいんです。これは希望なんですけど、お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。農業、林業にかかわらず、従事者の高齢化というのは町全体が高齢化する中で当然のこととして、それよりも速いスピードで進んでおります。それに対して、今、対症療法といいますか、今できることを精いっぱいやってるという状況ではございますけれども、おっしゃるように将来のロードマップというのかどうなのかというのは少し分かりませんが、方向性を定めた上でやっていくというのは重要なことであるという認識はしております。

ただ、申し訳ありません、そこまで手が回ってないというのが正直なところでございます。そういうことを頭に置きながら、そういう計画づくり、山に関しては少し担当のほうでも資料収集等は行ってくれておるんですけども、その辺りもう少しスピードアップができないか、私どものほうでも考えてまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようですので、農林水産業費については以上で終わります。

次に、6款商工費、82ページまでをお願いします。質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。予算書でいいますと、79ページと8

2 ページになります。商工会の補助金と観光協会の補助金についてお尋ねします。商工会のほうには2,060万円、観光協会が1,281万5,000円、これは毎年決まった金額を出されてると思います。ただね、昨今物価高、物価高騰の時代で、電気代も高くなり、水道、光熱費もすごく高くなり、当然人件費も値上がりしてる中でね、補助金が何十年間も、何十年かどうかわからないですけども、私が議員になってから恐らく1円も上がっていない。これは考え方としてどういうふうに捉えておられるのかなというのをお聞きしたいとこなんです。

やっぱり物価高騰分ぐらいは増額してもいいんじゃないかとは思うんですけども、その辺のお考えはいかがですかね。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。ただいま小寺議員の御質問にお答えしたいと思います。

商工会の補助金の分につきましては、商工会と行政との行政懇談会の中で、次年度の予算に対する要望であったり商工会の施策に対する部分とのすり合わせということで懇談会を開かさせていただいた上で、補助金の額についても要望をいただいております。

商工会の分で今おっしゃいました物価高騰や賃金の高騰、高騰いますか上昇分によるベースアップの話については、特にその中では話としては出てきておりません。補助金という要望の中で今現在要望いただいたものを、こちらの財政の状況も鑑みまして決定を予算としてさせていただいてるところでございます。

そして、観光協会の補助金の分につきましても、担当課といたしましては観光協会のほうと打合せといたしますか、要望を聞くわけでございますけれども、当然電気代も上がっているんだ、職員のお給料につきましても人勧もベースも上がったというところを基準にしておりますところもありますので、最低賃金ですね、が上がったというところもあります。そういったところも十分聞き取りをしながら、観光協会の繰越金などもございます。そういったところも十分に観光協会と協議をさせていただいた上で、単純に要望が金額が出てきたからその額をそのまましているということではなくて、十分に商工会、また観光協会とその要望、額に対しまして打合せをさせていただいた上で予算を上程させていただいてると、額の決定をさせていただいているというところでございます。

今後も電気代、燃料であったりとか賃金の分については上昇傾向にあるという方向が分かる中では、町の財政の負担というところも踏まえて十分にこれからも協議を続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 小寺です。商工会のほうからは特に要望も出ていない、観光協会ともじっくり協議させていただいてるということなんですけれどもね、実際いわゆる経常経費だけでも恐らく物すごい跳ね上がってると思うんです。商工会にしる観光協会にしる、いわゆる保有資産があるから大丈夫というのではなくて、本当に神河町

の今、山名行政は観光に力を入れておられるので、本当に力を入れておられるんだったらやっぱり適切に投資はするべきではないかと、これは私の個人的な考えですけども、恐らく商工会にしても観光協会にしても、少ない原資の中でやりくりをされてると思いますんで、今までずっとこの金額できてたからこの金額のままというのではなくて、状況をしっかり把握してやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。小寺議員からの御意見も今後も参考にさせていただきながら進めてまいりたいと思います。また、補助金だけでなく、御質問にはなかったんですけども、例えば81ページに商工会のコマーシャルといいますか、人手不足を解消するためのCM作成なども含めて、今後いろんなこちら町の施策として進めるべきものであったりとかいうことも考えながら進めさせていただきたいと思います。以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。予算書81ページ、観光振興費の中の81ページの上から3行目、峰山高原附帯施設等管理委託料、これが1,800万ほどになってます。ほかと比べると相当大きな金額になってるんですが、今まで何回も聞いたとは思いますが、再度この附帯施設はどういったものなのか、それぞれの項目を教えてくださいたいのと、それに係る費用も今後どれぐらいかかるのかいうことを正確にちょっと調べてください。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。それでは、81ページの峰山高原附帯施設等管理委託料1,800万円の内訳について御説明のほうさせていただきたいと思います。

1つ目は、峰山高原附帯施設等管理委託料としまして、峰山高原の清掃等ということになります。一月ですね、17万700円の12か月で204万8,400円、そして峰山高原附帯施設……（「ちょっと分かりにくいんで、資料をまた出してください」と呼ぶ者あり）では、また資料のほうを出ささせていただきたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） それでは、今、松岡議員から要望がありましたので、この委託料の内容について、予算特別委員会のほうに資料の提供をお願いいたします。

ほかに質疑ある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。予算書、同じページの81ページで、上のほうのかみかわ夏まつり事業委託料、これ説明では少し増えたと言われておりまし

たが、その少し増えた理由をお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。夏まつり事業の委託料が増えたという内容はどんなものかということですが、夏まつりの警備、警備委託を行っております。その警備員さんといいますか、実質賃金アップも国のほうでございまして、それが一番の影響ということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようですので、商工費の質疑を打ち切ります。

次に、7款土木費、87ページまでをお願いします。質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。予算書86ページ、工事請負費の中で少しお聞きします。町営住宅設備工事請負費で給湯器の入替えをされるというふうにお聞きしました。新野の町営住宅の分だと思えます。新野の町営住宅が建って、まだ恐らく10年たってないとは思いますが、少し総入れ替えが早くないですかという御質問なんです。これは現状、例えば今、空き家が数戸ありますけれども、給湯器が壊れて入れ替えないといけない、じゃあついでに一齐に入れ替えましょうということなのか、いや、そうではなくて、もうそろそろ寿命が来そうなので、予防的に全部入れ替えましょうで、来年度もしくは再来年度には中村のほうも一齐に入れ替えしますということなのか、その辺のことをお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。先ほどの小寺議員の御質問にお答えをいたします。

築年につきましては、平成26年の築でございます。おおむね10年ぐらいはたっただけでございますので、機器の故障等も頻繁に出てくるということで替えていきたいということで予定をしております。

先ほどおっしゃいましたように、単発ではなくて計画的に来年度は中村、そういった順に計画的に更新をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようですので、これで土木費を終わります。

次に、8款消防費、90ページまでをお願いします。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようですので、これで消防費を終わります。

次に、9款教育費、114ページまでをお願いいたします。質疑がある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。説明のときにちょっと聞き取れなかったんですけども、少し教えてください。ページ数は予算書の107ページです。107ページの工事請負費のところで1,779万7,000円が出ていますが、社会教育施設の改修工事の関係ですけども、多分中央公民館関係だったと思うんですけども、その内容をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問にお答えします。

工事請負費につきましては、中央公民館の工事請負費でございます。内容としましては、中央公民館グリンデルホールのワイヤレスマイクの更新工事と併せてミキサー卓の更新工事を予定しております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） その2つが主な工事ということになるんですね。そうすると、耐用年数とか、それから今までの経過年数ですね、それはどのぐらいたってるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。中央公民館につきましては、平成7年1月、ちょうど役場と同じ供用開始であったと思います。そのときからのものでありますので、30年程度。この間、修繕工事等はしてはりましたが、いよいよ経年劣化で部品等もないということで、改めて更新のほうしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 説明資料の97ページの不登校対策プロジェクト事業ですね、これ小学校と中学校とあると思うんですけど、会計年度職員の方5名分の給料になってます。どういう区分けで何人ぐらいいるかいうのをちょっと教えていただけませんか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。不登校対策事業でございます。人件費の計上でございます。中学校のほうにまず教育支援センターという町内全体を見る施設を中学校内に設置しております。ここに会計年度職員が

3名と、小学校のほうにつきましては昨年度から県の不登校対策の補助金がつくようになりました。その関係で、寺前小学校1名、神崎小学校1名、合計でいいますと5名の会計年度職員の配置となっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ちなみに、不登校の生徒の数はどれぐらいおるか、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。不登校の定義ですけども、1学期末で10日以上、2学期末で20日以上、3学期、1年間を通して30日以上ということが不登校という定義として捉えてください。令和6年度ベースでいいますと、小学校は6名、中学校につきましては16名が対象となっております。以上でございます。

すみません、重ねてですけども、教育支援センター、神河中学校内に設置しております教育支援センターにつきましては、不登校といいますか不登校ぎみですね、普通学級に入れなくても教育支援センターなら登校できるという生徒を対象にしておりますので、この先ほど申し上げました中学校16名には含まれてない数が在籍しております。ただ、1年間ずっとということではございません。利用する生徒も入れ替わりますので、流動的な数となっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。予算説明資料の109ページ、それとあわせて予算書の111ページ、長谷の町民温水プールの件ですけれども、連日のように防災無線のほうに長谷のプールが使えないという放送が入るんですけども、何か温度が上がらないので機械が壊れたのか、この前、ちょっと1週間ほど休館しますというような連絡もあったような状態です。これを見ても、予算的にも相当大的な金額がかかっています。スイミングスクールの委託料にしても、2,900万ほどかかっています。もちろん利用されている人があったほうがいいに決まっていますし、でも全く行ったこともない人もいらっしゃるでしょうし、少しでも町民のためになる施設ならば、また今からこれ機械が傷んだりしたらもっともっとお金もかかってくるでしょうし、将来的に長谷の温水プールの運営または存続について、将来的にはどういう考えでおられますか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。本年も1月の末からチラーの不具合であったり外気温の低下によって臨時休館をさせていただい

ております。まずもって、町民の皆様、併せて御利用になってる方々に御迷惑をおかけしてることを、この場をお借りしておわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございません。

その上でございますけども、総務文教常任委員会でも報告はさせていただいております。チラーのほうで故障しております。もともとのチラーが古い設備でありますために、修理する部品がもうないというふうに伺っております。もしチラー全てをやり替えるのであれば1億円以上の費用がかかるというふうに伺っております。

あわせて、少し収支の状況もお知らせしていきたいというふうに思っております。平成27年度でいいますと、収支でいいますとマイナス4,427万、平成27年度はマイナス4,427万円であったものが、令和6年度になりますとマイナス6,198万になっております。利用者も、平成27年と令和6年比較でいいますと26%減という状況でございます。令和2年、3年当時に長谷地区の区長様方から存続の要望書も頂いております。そのときにお話しさせてもらったのは、長谷地区も町も一緒になって利用者を増やしていきましょう、また収支を合わせていきましょうというお話をさせていただきました。それから三、四年、今5年ほど経過しております。その間で利用者を増やす努力であったり、利用料ですね、の値上げもさせていただいて収支を合わすような努力もしてきましたが、先ほど申し上げましたような収支が、赤字が悪化しているという状況でございます。

本当に非常にいい施設だとは思っておりますが、6,000万円の収支が合わないということにつきましては、これは改善する見込みも本当に厳しい状況かというふうに思っております。大きな要因としましては人件費のアップと経年劣化による修繕費の増額というところとなっておりますが、町としましては今後本当にこの施設をどうするのかというところ考える時期に来たというふうに思っております。このことは総務文教常任委員会でも重ねてお知らせ、お話をさせていただいておりますが、本当に町としてしっかりと考えた上で方向性のほうを見いだしていきたいというふうに思います。今の時点でどうのこうのするということはこの場では申し上げられませんけども、なるべく早く方向性は出していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 松岡です。総務文教のほうでそういうふうにお話をされてるというのを今初めて聞きましたんで、検討されているのは非常にいいと思います。ただ、何も悪気はないんですけども、参考に聞かせていただきたいんですけど、長谷の区長さんであるとかその辺の方が存続を望まれるのは、どういったメリットがあって存続を望まれてるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。まず、存

続を望まれるといたしますか、そもそもの出発点でいいますと、ダムの建設に合わせた形での電源立地交付金の活用でのプールの建設であったというふうに思っております。このことは、長谷地区を活性化するということが最大の目的であったというふうに思っております。そういう部分につきましては十分配慮していきたいというふうに考えておりますので、先ほど申し上げたことにつきましては、本年1月に長谷自治協、区長様の集まりの会議がありました。その場に私も出向かせていただいて、現状報告、まずは現状報告ということでお知らせをさせていただいております。今後も引き続き、区長様方の御意見などもお伺いしながら慎重に進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。予算書97ページの負担金、補助及び交付金の部分です。小学校費のほうでフリースクール等へ通う児童生徒への支援事業補助金24万円、同じように101ページやったかな、100ページか、中学校費のほうでも同じ事業は計上されています。恐らく斎藤知事肝煎りの新規事業だと思うんですけども、この事業の詳しい概要と、いわゆる対象となられる方はどういうふうに例えば申請するのとか、そういったところもちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。本事業につきましては、本年6月議会で補正予算計上させていただいて、本年度からの新規事業ということで御理解ください。このことにつきましては、まず兵庫県のほうでフリースクール等へ通う児童生徒への支援事業という補助事業がつくられました。対象につきましては、小学校、中学校に在籍しているけれども登校できなくてフリースクール等に通っている児童生徒で、なおかつ授業料といたしますか、利用料を払われてる方が対象になっております。対象経費につきましては、今申し上げましたフリースクールの利用料でございます。補助対象としては1万円、月額1万円を対象として十二月分を予算化しております。申請につきましては、学期ごとの申請をいただいております。1学期が終わった段階で1学期分の申請、2学期が終わった段階で2学期の申請ということで、1年まとめてであるとか毎月ということも考えたんですけども、フリースクールに通われてる方の御家庭を見せていただきますと、やはりそんなに役場に足を運んでいただけることも大変かなと思ひまして、学期ごとの申請で翌月には支給ということでさせていただいております。対象につきましては、来年度は小学校2名、中学校2名の予算を上げております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。いわゆる対象者の把握という部分にな

と思うんですけども、それはどういうふうに把握されてるんですかね。こちらからお伺いしてやられているのかとか、その辺お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。フリースクールに通われる御家庭でいいますと、例えば転入、新入学の際に、私どもの子供は学校に行けません、行きませんか、ということをもまず学校に御相談に来られます。その上でいろんな面談をさせていただいて、どういうふうに過ごされますかという中でフリースクールに通うという状況を把握させていただいております。

とはいえ、あくまでも在籍校は小学校、中学校ですので、学期に一度は必ず面談をして、体重であったり栄養面であったり衛生面の確認は必ず学校のほうでさせていただいております。なおかつ、フリースクールの登校状況などもお話の中で聞かせていただいております。ただ、このフリースクールの補助金の申請につきましては、保護者から役場、教育課のほうに直接いただくというふうなことでさせていただいております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようですので、教育費はこれで終わります。

次に、10款公債費から12款予備費、最後までをお願いします。質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。予算書の119ページに、一般職の職員数の載った一覧表がございます。上の段は正職の部分、括弧書きが会計年度の数だと思います。172人、括弧書きであるんですけど、説明資料で足していったら165人までしか見つかりませんでした。多分85%ぐらいは教育委員会関係の方だと思います。残り大体二十五、六人ぐらいが教育委員会以外の方なんですけど、単価的に見ますと正職の大体4分の1ぐらいになってますんで、会計年度職員の方をお願いするんですけども、事務の内容はやっぱり比較的難しいんやなくて一般的なものをお願いされてると思うんですけども、職員、正職110人の中でやりにくい中で、これだけでじゃあ回るのか回らないのかになるんですけど、仮に行政職関係の業務で25人分としますと6人程度の正職も雇える格好にはなるんですけど、今の状態でどうされるのか、このバランスでどうされるのかいうことをちょっと考え方をお聞きしたいんですけども。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。正規職員につきましては、定員管理のやつに基づいて、職員数については、採用等についてはやっておりますんで、基本的には今の定員管理でいきますと、ほぼほぼ今、計画どおり進んでるのかなというふうに思ってます。

今後、要は人口減少が進んでいく中におきまして、職員数もやっぱり減らしていかなければならないところがやはり見えてる中では、なかなか正規職員増やせるというふうなわけにはいきませんので、そういったところ少しずつ埋めていただくというふうなところで、やはり会計年度任用職員の方でも何名かをそういった部分は働いていただくと、補充していくというふうなことでしか対応し切れないのかなというふうに思っておりますんで、今後この人数を大幅に増やしたり減らすというふうなところは今のところはありませんけども、今後はこれが少しなだらかに減少していくという方向で考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。実情はよう分かるんです。いわゆる行政サービスをどこまで維持するのか、どこまでじゃあ縮小するのかということ出てきます。そこも考えた上で、職員の業務がだんだんだんだん今、昔とは違って難しくなって、今、パソコンが主に全部なってきましたんで、そこら辺のことを考えて、どうされるかを考えていただきたいんです。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。そういったことも十分踏まえて考えていきたいなというふうに思っています。ひと・まち・みらい課に例えて言いますと、今JR播但線の補助も出していますんで、そういったとこに会計年度の方を入れるとか、そういったとこも踏まえて機動的に職員については考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようですので、以上で款ごとの質疑は終わります。

総括で質疑がございましたらお願いいたします。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 総括質疑ないようですので、以上で第23号議案の質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、委員会条例第6条の規定により、10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第23号議案は、予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任を行います。

選任については、議会運営基準第120条の規定によって、議長から指名します。

1 番、小島義次議員、2 番、木村秀幸議員、3 番、小寺俊輔議員、4 番、廣納良幸議員、5 番、安部重助議員、6 番、吉岡嘉宏議員、7 番、松岡宣彦議員、8 番、藤森正晴議員、9 番、藤原資広議員、11 番、栗原廣哉議員、以上10名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました10名を予算特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、議長指名の10名を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定によって、委員会で互選をしていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩します。再開を14時15分といたします。

午後1時48分休憩

午後2時15分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選がされておりますので、報告します。

委員長に栗原廣哉議員、副委員長に藤原資広議員がそれぞれ互選されましたので、報告します。

日程第21 第24号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第21、第24号議案、令和8年度神河町ケアステーション事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第24号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第22 第25号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第22、第25号議案、令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第25号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第23 第26号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第23、第26号議案、令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第26号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第24 第27号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第24、第27号議案、令和8年度神河町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第27号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第25 第28号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第25、第28号議案、令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。この特別会計の考え方について少しお聞かせください。土地開発の特別会計なんですけれども、何年間にもわたってほぼお金の動きもなく、町としてもね、新たな造成地、住宅地ですね、はもう今後は造っていかないということで、宅地造成に対しての補助金も新たにつくられました。ということはね、じゃあこの特別会計をいつまでも残しておく意味があるのかどうかというところになってくるとは思うんですけれども、その辺はどう考えておられるのかお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。小寺議員の質問にお答えをさせていただきます。

今現在は、土地の先行取得といいますか、宅地造成に伴う先行取得というふうなところは少し止まっておる状況というふうなところで、議員おっしゃっておりますとおり、民間事業者様の力を借りるために、宅地造成をした場合は1区画50万、3区画以上を造成するというふうな新たな補助制度もつくらせていただいたというふうなところでございます。

しかしながら、町といたしましては、何とか若者が集まっていたような宅地分譲というふうな形を継続もしたいというふうなところで、少し前からですけれども、宅地分譲できるような土地というふうなところも探しておるといふような状態ですけれども、今現在としましては、なかなかやはり事業費等も含めてスムーズに造成できる土地というふうなところはまだ今のところは見つからないというふうな状況ですけれども、今後におきましては、随時そういうふうな土地がないかというふうなところの計画というふうな中で考えておるといふようなところですので、いましばらく会計というふうな形で先行取得をしたいというふうな思いで今計画をつくっていききたいというふうに思っておりますので、このまま当分の間は続けていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 小寺です。町として開発する思いは持っておられるということなんで、私としてもぜひ開発はしていただきたいと思うんですけれども、なかなか土地もないですし、当然事業費も出てこない。人口減少なのでこの先も事業費が出てくる可能性があるかといえば、恐らくほぼないとは思いますが。なので、一度ここだけ振り返って、振り返るといふか立ち止まっていたいただいてね、本当に特別会計のままで残しておくのがいいのかどうか、カクレ畑の件もありますので残しておかないといけないのかなという気持ちもあるんですけれども、一度しっかり見直しをこの1年間かけてやっていただきたいなと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。ありがとうございます。再度土地というふうなところも全体を見ながら考えながら、今現在予算書の中にも予備費が5,900万程度あるというふうなところでは、全てを使っていくわけにはいきませんが、この予備費等の中で事業が執行できるような土地というふうなところも含めて今後探していきたい、この8年度につきましては、そういったところを重点にやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本議案については予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第28号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第26 第29号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第26、第29号議案、令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第29号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第27 第30号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第27、第30号議案、令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。これも先ほどの土地開発の部分と同じような質問でございます。いわゆる産業廃棄物の処分場としてほぼ機能していない、機能していないと言えば語弊があるんですけども、ほとんど受入れもしていない、かな

り少額のお金しか動かない中でね、これもいつまで特別会計として残しておくのか、今後どうやっていくのかという考え方があれば教えていただきたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 産業廃棄物の処理場の今後といえますか考え方でございますけども、当面、地元との覚書等もございます。なくす、完全にあそこを廃止するまでは会計としては存続させたいと思っておりますけども、じゃあいつ廃止にするのかということにつきましては、まだ具体的には協議をしていない状況でございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 小寺です。教えていただきたいんですけども、産廃処分場は処理場として残しておいて、例えば特別会計をなくしてね、一般会計に組み入れてしまうと、何か不都合でも出てきてしまうんでしょうか。その辺、もしお分かりであれば教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。先ほどの宅地造成、それから産業廃棄物の特別会計ですね、これらはもともと大きく分けをすると普通会計に属していたものを条例により特別会計をつくったということなんです。

いきさつからいきますと、これらの処理場であれ、また宅地造成であれ、そういう事業を進める段階のときに何らかの起債でありますとかそういう財源確保の中で、特別会計をつくるというような前提の条件があつてつくっていったというのが経緯です。

何か支障があるのかということなんですけど、この事業自体が特別会計として終了できるというような検証が終われば戻せばいいのかなというふうに思っております。ですので、何か制約があるのかというものはいいのですが、しっかりと特別会計の検証を行う、これが大事かなというふうに思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。私もね、特別会計のまま置いておくのがいいのか一般会計に差し戻すのがいいのかというのが、どちらがいいという判断はできないんですけども、実際特別会計というのは現に動いてる事業を推し進めるためのものやと私は理解して思ってます。どちらも、先ほどの土地開発もこちらの産業廃棄物にしても、事業を推し進める状態にはなってないとは思っています。なので、ここらで一度じっくり見直していただいて、どういった会計の扱い方が適切なのかというのを十分にこの1年間で検証していただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。ありがとうございます。私もそのとおりかなと思っております。特別会計なの

で、終了していく段階でこの会計の役割どうであったのかというような、そういう総括も必要というふうに思っていますので、それらも含めて今後の在り方について十分検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第30号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第28 第31号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第28、第31号議案、令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第31号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第29 第32号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第29、第32号議案、令和8年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第32号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第30 第33号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第30、第33号議案、令和8年度神河町水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。説明資料の3ページの一番表になるんですけど、以前、衛星を使った漏水調査の話されてました。8年度の予算の中でそのデータに基づいて管路の、配管など更新工事されるのかが1点。

もう一つは、有収率。予算上でいきますと多分12月の状態の有収率と思うんですけども、今、多分計算したら51%ぐらいだと思います。これはあくまで平均ですから、全体でいきますとええところもありゃ悪いところもありますんで、大河内配水池、多分45割とんかなと思うんですけど、多分、面積広いですからかなり管路の延長も長いと思うんですけど、どのような考え方で、思いで改良していこうと思われてるのか。当然年数もかかると思いますんで、何か考えあればお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。先ほどの藤原議員の御質問にお答えしたいと思います。

衛星調査で約60か所の漏水のおそれのある箇所が分かっております。令和6年度に実施をさせていただいて、令和6年度中に職員で手分けをしまして漏水の調査を、再調査をしました。30か所ほどが見つかって、漏水を直しております。今年度に入りましても漏水調査を専門に行う業者に改めて再調査を依頼しまして、現在も調査中でございます。幾らか見つかってございまして、それについても漏水についてはもう既に修理を終えているところでございます。

8年度の事業について、その状態を生かすのかというふうな御質問だったと思うんですけども、漏水を直すための調査でございまして、8年度予定している分は以前からも老朽化が進んでるといのが明らかに分かっている点、特に本管の漏水が今まであったところを重点的にしていくと。それは8年度の事業といいますか、7年度の国の補正予算でいただいた分を繰越しをさせていただいて8年度で実施をすると。8年度の事業実施については、耐震化の事業で1本考えてございまして、高朝田にあります下田配水池から寺前小学校までの約700メートルの間を更新工事をかける予定にしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。施設費でいきますと、委託調査、委託料外したら多分2億円ぐらいな施設費だったと思います。そのぐらいじゃあ毎年2億ぐらい使った状態で改良できるのか、直していけるのか、その辺りどうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。町内の本管の延長は約200キロございます。大体1キロ1億円の改修費用がかかると見込んでおります。最低でも200億がかかるわけなんですけども、どうしても財政的な余裕がない中ですから、2億から3億の更新工事を毎年進めていくと。今までは本管のみの更新工事をやっておったわけなんですけども、それでは幾らたっても有収率が上がらないということで、本管に附属している給水管、これは全く町費になるわけなんですけども、その部分についても同時に更新をかけていくと。また、エリアに絞って先に給水管のみを処理していくような更新の仕方も今からは検討していかないといけないなというふうに思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第33号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第31 第34号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第31、第34号議案、令和8年度神河町下水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第34号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第32 第35号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第32、第35号議案、令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第35号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前にお知らせします。第36号議案から第38号議案については一括議題とすることから、本来であれば質疑回数は1議員3回までが原則となります。しかし、本議案は今後の町の観光施設の管理運営方法に大きく影響することから十分に審議いただく必要があるため、3月4日に開かれた議会運営委員会で、この3議案については質疑回数を1議員5回までとすることに決しました。

質疑回数については、会議規則第55条で、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えることができない、ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではないと規定されていることから、36号議案から38号議案については、議長許可により原則1議員5回までとさせていただきます。御了承願います。

それでは、日程に戻ります。

日程第33 第36号議案から第38号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第33、第36号議案、神河町神崎いこいの村条例を廃止する条例制定の件、第37号議案、神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の全部を改正する条例制定の件、第38号議案、財産処分の件の3議案を一括議題とします。

3議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。この事業は、今までと違った形で業者の活用提案によってお任せしますというような形で業者に任ずということで条例改正なんです。一番の問題は、今までとまた違った形で事業をされる中でやはり問題とかわるんなもん出てこようと思う中で、地元の方との話合いというものが一番大事ではなからうかというようなことも委員会の中で出てまいりました。地元とのサウンディング方式についての説明等をしましたのか、それともされた中でどんな意見が出たのか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。地元と意見交換したのかということですが、そもそも今回サウンディング型市場調査を行うに当たりまして、7年の11月に現地調査及び第1回の検討会議を開催させていただきまして、地元根宇野区、そして山田区の区長様方にも同席していただいて、検討委員会に入らせていただいて現地も見ていただいた上

で、サウンディング調査をこういった形で進めていきたいんだということでさせていただいております。そして、サウンディング型市場調査の結果につきまして、今回の募集要項の骨子たるものも、こういった形で募集を行ってよろしいかというようなところにつきましては、年明けの1月21日に第2回の検討会議を開催いたしまして、そのサウンディング型市場調査の結果報告及び公募内容の説明を実施をさせていただいております。また、根宇野区におきましては、第1回目、また第2回目、区長様だけでなく、近隣の集落の役員様も同席をしていただいております。根宇野区のほうから同席していいかということが申入れがございましたので、こちらとしましてもよろしく申し上げますということで同席をお願いしております。そして、最終的に2月24日に神河町観光施設管理者選定委員会を開催させていただきましたけれども、議会からも選定委員会の委員様の委員の、何ですかね、役職といいますか、構成につきましても御意見をいただいて、その上で、その地域の代表の区長様2名に出席いただくということで最終的には根宇野区と山田区の区長様のほうに選定委員になっていただいて、今回の委員として選定をしていただいたというところでございます。

今後、今回の事業者様の御承認、そして36号議案、第37号議案、38号議案、また町が予定しております各契約書等につきましても、リーガルチェックもあるんですけども、最終的な部分につきまして町のほうとしても地元区のほうへの説明、そして事業の内容の説明につきましては、業者のほうから地元への説明をさせていただきたいというふうに考えております。

そのことにつきましても、事業者のほうにつきましても、地元との連携であったり、雇用のことも先日御説明させていただいたとおり、地元からの雇用もお願いしたいんだという事業者からのことも確約もいただいている中で、そういったことも踏まえて地域との連携も含めてきちっと御説明を今後もさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

どんな意見が出たかというところにつきましては、その選定委員会の中で御質問がございました。詳細説明の中で例えば今回投資額が2億円程度ということで、会社が堪えられるのかと、ほかの補助金などを活用するのというようなところでは、一度に2億投資するということではなくて、会社の手持ち資金の可能な範囲で、3年目まで1年間2,500万から2,000万程度を投資しながら整備していく予定だと。地元からの意見としましては、地元の雇用としまして具体的に何名ぐらい考えてるのかというような御質問がございました。実際には20名程度を地元の方から御協力をいただきたいということでございました。地元の根宇野区、また山田区のほうへも相談をさせていただきながら、地元中心の採用を考えてるということでございました。

あと、火災対策ですね、キャンプ場ということでどういうふうに考えているんだということで、宿泊がある場合は夜の10時ぐらいまでにはたき火はやめていただくと。その後、施設のスタッフが見回り活動をして、火事がないようにきちんと管理をしていく

ということでした。

一番最初のサウンディング型市場調査を行うときの検討会第1回目でございます。一番最初に出てきた御意見としては、グリーンエコ笠形については今後も観光施設として活用をできるだけ町としても考えていただきたいという地元の御意見もあった上で、今回は総合レジャー施設、宿泊施設という大きな枠組みの中で公募をさせていただいて、そして各段階において検討委員会、そしてその報告、サウンディングの公募の内容もきちんと説明をさせていただいた上で進めてまいっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。今の話では、地元としっかりお話をしたという解釈でよろしいですね。

次に、体育施設についてお伺いします。今回条例の中では、250万で体育施設を管理とかもお任せしようという条例なんですけど、今まで700万近くのお金で委託をお願いしておった中で、3分の1ほどの金額になろうと思うんですけど、それでしっかり業者が管理してもらえるのか、またこれに対して業者から何かコメントが出たのか。

それと、19ページの図を見る中で、体育施設についてグラウンドとか体育館、プールは不使用、使わないと解釈するんですけど、そういう形に明記してある中で、しっかりこの管理がしてもらえるのかどうなのか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。まず、体育施設について、250万円の委託料で済むのかということですが、町の笠形体育施設として管理を行っていきますので、基本的な例えば電気代であったりとか、そういった管理に係る経費につきましては町で負担をいたします。ここでいいます250万円といいますのは、この笠形の体育施設を日常的に例えば清掃であったりとか季節的に草刈りであったりとか、そういったところの施設管理を行っていただくための1人当たりぐらいですね、その人件費程度ということで250万円ということで設定をさせていただいております。

そして、その250万円に対して業者から何かコメントであったりとかいうことがあったのかということですが、公募させていただいたときに現地説明会も日程を設けさせていただいておりますし、仕様書の中で質問等ありましたらお問い合わせくださいということにしてはしておりますが、特に質問、またコメントございませんでしたので、250万円のとおりと、公募のとおりとしております。

そして最後に、説明添付資料で19ページで体育施設については不使用ということが書いてあるが、それについてはどうかということですが、これにつきましては、旧グリーンエコ笠形のこの施設の中でグラウンド、そして体育館、プールについては当然委託を町としては行いますよということで公募の仕様書にさせていただいておりますので、業者から出てきたこの添付資料の19ページの方で不使用と書いてありますの

は、そういうことでこの施設内としては業者としては使わないよということでの不使用という表記がなされてるということでございます。

体育施設の分につきましては、当然町として管理をしていくということの中で、施設の清掃であったり受付業務であったりという一般的な部分につきまして委託を行うということで、業者とも最終的には契約書をもって契約をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。ずっとそういう形で事業をやっていって、最終的にやはりこれではこの体育施設の管理も厳しいですよと、私のところも使いませんからいうて投げ出すようなことはないと思うんですけど、そこら辺りはしっかりとやっぱりしていただきたいのと、一番上のオウネン平グラウンドゴルフについてなんですが、これはtotoの補助で3ホール、公認コースで立派なグラウンドゴルフ場ができたわけなんですけど、ここをオートキャンプ場に使うんだというようなことで上がっております。これについては、やはりしっかりとそれでいいのか今ここで考えていかんことには、あそこはただ単なるグラウンドゴルフ場したからいいんじゃないしに、当初からしっかりとあそこの管理ができ、また指定管理の業者も食堂なり等の接待なりおもてなしがしっかりとできておれば、もっと利用があるし、いまだに大変な利用でにぎわうと思うんですけど、しかしそれができないがためにほかしっ放しで管理ができてないという形で来ました。今回、行政もしっかり管理しようということで、ぐるりの柵も小動物が入らんように補助を使うて枠もしました。そして、グラウンドゴルフ協会においても、しっかりとあそこを管理して整備して使うようにしますよというようなお話もされた。そんな中で今回、業者が来たから、言うたから、こういうことに使いまっせ、そうすかでは済まないと思うんですけど、ここはしっかりと今見直すというか、考え直していかんことには、何ぼサウンディングで業者が提案したから自由に使ってくださいでは、ちょっと理解が苦しむんですけどね。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。グラウンドゴルフ場につきましては、工事につきまして平成26年度だったかと思っております。議員おっしゃいますとおり、日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじの助成金、いわゆるtotoの助成金を用いまして、当時1,600万余りの助成を受けて整備を行ってきたというふうに認識しております。

このtotoの助成の分につきましては、経過年数としまして平成26年度取得をいたしまして令和5年度で10年を経過しております。スポーツ振興センターのほうに確認いたしますと、適正化法の適用は受けないということで確認をさせていただいております。助成金の分につきましては、そういったところで確認は行っているところではございません。

また、グラウンドゴルフ協会様はじめ、今後町でグラウンドゴルフ場についてはきちんと管理をしていきますということで申し上げまして、また補正もさせていただいたところではございますが、そもそも今回グリーンエコー笠形の今後のありようについて、地元の方も含めて協議もさせていただいたり、サウンディング型市場調査の結果も踏まえた報告もさせていただいたり、また議会のほうへも委員会を通じまして最終的に仕様書といいますか、公募内容をさせていただいてよろしいかということの中で現在この事業を進めてきたところでございます。

グラウンドゴルフ協会のほうへは、グラウンドゴルフ場の維持管理についていろいろと御指導いただきたいということでこちらからもお願いをしておったところでございますが、グラウンドゴルフ協会のほうにつきましては、こちらからこういった状況でございましてということできちんと謝りもさせていただき、今後また何かあった場合にいろいろと御協力もいただきたいということもありますでしょうし、きちんとそこは交通整理、また謝るとこは謝らせていただいて、今後ますますいろいろとお世話になることが多いでございます。そういう中できちんとお話もさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 藤森です。グラウンドゴルフ場、オートキャンプ場ですけど、今回、グリーンエコー自体がオートキャンプもつとめるほかにも場所があるかと思えます。グラウンドゴルフ場に限定しなくてもね。先ほど言うたように、しっかりグラウンドゴルフ場をまた生かして、業者でいろいろと収入を上げてくださいというような方向もあろうかなと。そこら辺りもしっかり声かけていただいて、それと体育館にしても全般にしても、今回、村の人の声も聞いておられると思うんですけど、活用方法を業者に、町は関与できませんからじゃなしに、しっかり町としての一つの線が一本筋で、町はこういう形でしっかりといきますよ、またこういう形の意見をしますよというようなことのしっかりした信念を持って今回約束してもらわんことには、町は関与しませんでずるいくようなことであれば、これは大きな問題になろうと思えますので、そこら辺りもしっかりと見据えた中での業者をお願いしていただきたい、かように思います。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。今、藤森議員さんのおっしゃってることというのは、地元の声を聞きながらとか、それぞれの施設の目的、当初の目的に合ったとおりにもっと手を入れてとか、盛り上がるように使っていくべきだという御意見だというふうに受け止めております。

ただ1点、その方向でやってきたのがホープであり、Dreamawayであるというふうに思っています。指定管理でこういうふうにしていただきって行政から言ったことをやってきた2事業者とも結局は採算ベースに乗らないということで、できなかったと

ということが結論でありました。そういう結論がある中でサウンディングということで、業者さんとしてどう使いますかということで、どういうことであれば運営できますかということ市場調査するということで調査した結果が今回の結果であります。

今回の利用計画であるならば、年間に1,500万程度の投資をしながらでもやっていけるというふうにされた結果です。それに対して、行政はここはこうしなければいけませんとかあししなければいけませんみたいなことを言い過ぎると経営が成り立つのかと、それだったら指定管理でいいんじゃないかという話に戻っていく話になってしまいます。いわゆる業者の裁量でできることをやって、経営ベースになるということを提案として受けたわけです。それを可としたわけですから、あまり言い過ぎないようにしたいと思います。

ただ、先ほど言われてました、地元の皆さん、区長様方から区として話したい場合とかそういうときはどうしたらいいんだというふうに話を受けてます。その場合は役場に言ってくださいと、役場がちゃんと介入するためのセッティングは役場が責任持ってやらせていただきますというふうに申し上げておりますので、今おっしゃった使い方等でも、住民の皆さんからあまりにも反発が大きいとかいろんなことがあるようでしたら、間に入って議論の場をつくっていくということは町としてはしっかり責任を持って健全に運営していただけるように頑張っていきたいと思っております。

簡単に言いますと、今は業者さんの提案を提案として受け止めるということで進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 副町長、先ほど3点目の藤森議員から質問がありましたグラウンドゴルフ場、またグラウンドゴルフ協会との件について、少し補足があれば、町としての思いがあればお願いいたします。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。失礼しました。グラウンドゴルフの件です。このサウンディングに入る前に、グラウンドゴルフ協会の役員の方とお話をさせていただきました。皆さんに認めていただいた獣害対策等をしていきますので、あそこをグラウンドゴルフ場として使っていくためのノウハウを含めて、また御助言をいただきたいというふうな申出はこちらからさせていただきました。その際に、こちらから要請があればもちろん協力するでというふうにもお話をいただいております。

一方で、やはり感想としては、ぐるぐると曲がって上がって上のほうに上っていくということですので、高齢者向けにどうかなというふうな不安は持っていますというふうには聞いてます。ですので、御相談するというふうに言いましたので、今議長のほうからありましたけれども、この件がお認めいただいて進めていくということになれば、きちんとこんな形で進めていきたい、また協会としてどう思いますかみたいなこともしっかりとお話は聞かせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。関連でグラウンドゴルフ場のことで少しお聞かせください。過日開かれた全協でね、この件御説明いただいて、そのときの高橋参事の説明の中では、早速オートキャンプ場になるのではなくて、工事が始まるまではグラウンドゴルフ場として使うみたいな答弁があった、答弁、説明かな、説明があったと思います。でも、現状ではね、獣害対策をただけで、恐らくまだグラウンドゴルフ場としてのいわゆる芝張り等とかは全然できてないと思うので、グラウンドゴルフ場としては使えないと思うんですけど、一体全体町としてはどういうふうにしよう思うってんですかね。例えば業者から提案がされてますんで、もう今後は一切手をつけず、このままの現状のままでもしグラウンドゴルフ場として使いたいんやったら使ってもらったら結構、でも、オートキャンプ場として新しく入られる業者さんが使うときが来たらそこから先はオートキャンプ場ですよという考え方なのか、そうではなくて、取りあえずグラウンドゴルフ場として使えるように町として整備をします、でもオートキャンプ場として営業するまでですよという考え方なのか、その辺の考え方を少しお聞かせ願えますか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。グラウンドゴルフ場の、取りあえずどうするんだという御質問でございます。実際にはこの御承認を議案につきましていただきましたら、4月1日付で土地の貸借契約、そして建物につきましては建物の使用貸借ということで契約のほうを行う予定で現在考えております。

ですので、土地の使用貸借ということでいきますと、4月1日時点から業者様のほうで管理といいますか、リニューアルオープンに向けて、先ほども申しました投資に基づいて、施設改修も含めて行っていくという計画で今回、今後の計画図のほうも出ささせていただきます。となりましたら、町としては最終的なグラウンドゴルフ場につきましては現有のままお渡しするという仕様書で公募をかけさせていただいておりますので、今の獣害対策を施したまま、芝張りは今現時点でできません。この現状のままお渡しをさせていただくということで考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。そしたら、過日の全協で高橋参事が説明されたことは少し食い違ってるなとは思いますが。あのときはオートキャンプ場が開かれるまではグラウンドゴルフ場として使っていたという話だったので、それは全然違う話になってきます。ということはね、ほんならもういわゆる今回この議案を我々が承認すれば、いわゆる4月1日からは業者さんに無償貸与をいたしますので、町としてはグラウンドゴルフ場として使う意図は全くないというふうになりますので、全くないというふうになりますし、さらにこちらが使いたいと言っても、入られる業者に貸与いた

しますので、こちらからは何も言う権限がなくなってしまいます。ということはね、グラウンドゴルフ場としては一切使う見込みがないということになりますので、先ほど副町長からもお話があったようにね、様々な流れがあって何とかお願いできないかってグラウンドゴルフ協会に頭下げたのもこちら側から頭下げたんで、当然ね、さっさとグラウンドゴルフ協会に事情を説明していただいて、こうこうこういうことになりましたので、いろいろ御協力いただくお願いもしてましたけれども申し訳ありませんでしたと、これはすぐにするようにしてください。やっぱりそれが信義というか礼儀というかね、になりますんで、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。ありがとうございます。少し表現が違ってたんです。今も思いが少しずれてるのかなと思ってます。私も業者と話してますときに、これまでの経緯でこのグラウンドゴルフ場は皆さんの声もあって使えるようにするという事で整備を進めてきた場所です。ただ、オートキャンプ場に使いたいという希望はお聞きしますというふうにして、ただ、どのぐらいの利用があるかは分かんないので、併用して使えるような形にはできませんかみたいな形の話をしてます。考えますという話をしてました。

芝張りのところなんですけど、全面芝を張り替えるとすごいコストもかかるので、ぼこぼこしてるところだけ芝を替えたり、もしくは目土を入れることによってグラウンドゴルフができるレベルにできないかという話をしてまして、そのグラウンドゴルフができるレベルというのがどのぐらいなのかというのを協会の方とかにいろいろお話聞いて、必要最低限の目土を入れるとか、少し穴が掘れてるところだけ直すとかいうことで使っていけないかという相談をしようというふうにしてました。

今回もその思いでありますので、協会のほうに本日の皆さんの判断お聞きした上で早々にお声がけをして、こんな感じに流れてますのでということでお話をしたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。このグラウンドゴルフ場については、サッカーくじのtotoからの補助金でできたと思うんで、そちらのほうにお金を返さなくてもいいんだったら、それが一番の問題で、そこに問題がなければね、我々も考え方を変えなければいけないのは、今まで指定管理だったんで町のものだというふうに思っておりましたが、この契約を結んだその時点でもう業者さんのものになると。だから、中で何をされようが、ここをこういうふうに使われようが、何しようが、何も言わないのが逆に筋なんで、だから町としては一切関わりを持たないと。それを基本的な考え方で、考え方を完全に変えてしまわないと、業者さんも何で口出すねんというのが普通なんで、だから何も口を出さないということと、それからそれで中の使用されたりいろんなこと

されるのは業者さんにお任せして、我々は完全に手を引くという形でないと駄目だというふうに理解しています。

ただ、私の記憶の中でありますのは、入り口を入れて正面の山ですかね、保安林の部分やったのかどうやったのか、そこと、それからコテージの中の一部に町の土地でないところがあったと思うんです。その分の契約をどういう形でされるのかというのは、今は現在は村なのか財産区なのか個人なのか、そこと町と賃貸契約を結んでると思うんですけども、その形態をどういうふうにされるのか、それをはっきりと聞かせていただきたいんですが。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。38号議案の添付資料にも最後のほうにつけさせていただいております。42ページから45ページということで、地元地域からお借りしております土地の賃貸借に係る契約書案でございます。この分につきましては、根宇野区、そして粟賀北部5か村の用地の分でございます。この用地の分につきましては、この施設管理者の承認及び財産処分の御承認がいただけましたら、各借受け用地の契約書を三者契約へ変更を行うということで現在進めております。

町が借り受けている土地を第三者へ貸してもよいとする転貸借の契約を行うことで、根宇野区、そして粟賀北部五ヶ村の御代表の方からは一応、一応といいますか、御了承をいただいております。

ただ、この賃貸借契約の内容につきましては、顧問弁護士含めて、あと当然地権者の御意見もきちんと確認をさせていただいた上で最終的に調印を行いたいというふうに考えておりますので、参考資料とさせていただきます。この中で少し文言であったりとか、言い回しが変わる場合もございますので、案として載せさせていただきます。以上です。（発言する者あり）

それと、すみません、先ほど、totoの補助の分について、返さなくてよいのかという御質問でございます。経過年数、平成26年度取得しまして令和5年度で10年を経過しておりますので、適正化法の適用を受けないということで、日本スポーツ振興センターのほうで確認をさせていただきます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。この土地ですね、42ページの分と、次、44ページの分、これにつきましては、これ私が思うには、もうここから手を引くんでしたら、中途半端に町がかんでしまうのは、僕は変な話だと思うんで、地元とのその協議が済んだ、済みましたか、理解を得ましたかっていう話の中には、この部分も僕は大きく関わってると思うんですよ。だから、とにかく今までどおりの賃借の中で、今度はその会社のほうへ、業者のほうへ又貸しをするというような契約じゃないかなと思うんですよ。だから、一切、その施設、それからその周りに口を出さないということに

なれば、土地も、業者さんとこの土地の持ち主さんとが直接契約を結ぶべきじゃないかと、中途半端に町がかむのはいかがなものかと、僕はそういうふうに思います。だから、地元との協議という中には、この件についても大きく関わってくると思うんで、だから顧問弁護士の先生がどういうふうに理解されて言われるのか、それは弁護士の考えであって、町の考えは、もう一切何も関わらないというほうが、ややこしくなくて、僕はええと思うんですけどね。だから、顧問弁護士の先生が言われたことをうのみにするんじゃないかと、僕は、もうこの件からも町は手を引いて、地権者さんと業者さんとが賃貸契約を結ぶべきだと、僕はそういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。又貸しという言葉もありますから、ほんとは関わらないほうがいいというのが原則であろうというふうに、今、松岡議員さんおっしゃるとおりだと思ってます。

そこはまた少し調整といいますか、確認作業が必要なんですけど、この地権者のほうが、この会社と直接契約で不安を感じなければそれでいいなと思ってます。少し業者との間で不安を感じるから、町も保証するという意味で入っという希望があれば、やっぱり入るべきかなというふうに思ってます。

顧問弁護士のほうに投げましたのは、この三者でできるかということで投げましたので、今おっしゃってるとおり、二者で十分合意形成ができるようであれば、二者でいいというのを優先的に考えていきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。しつこいようですけども、恐らくそういう話だというふうに思うんですけども、地権者の方も、町と結んでれば間違いなからというのは十分なんですけど、僕は将来的に考えて、今から先を考えたとしても、やはり地元との調整っていうのは、何回も言いますが、この意味も含めてなんで、地権者の人が信用しない業者さんいうのもまた変な話で、僕は、このことに関して町は一切関わらないほうが無難だというふうに思います。ですんで、基本的には幾ら地権者の方が言われたとしても、業者と地権者の人で契約を結ぶのが当たり前の筋だと思いますんで、その辺を通していただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） おっしゃってることは十分理解できてます。ただ、これまでそういう話を地権者の方としてないという状況だと思いますので、その方向で地権者の方と話をすることで報告とさせていただきたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。グリーンエコー笠形の開発計画があって、多分45年ほどたってます。あの頃に、町名義にかなり土地も変わってます。町有

地になってる部分、それから財産区で借りてる部分、この契約書を見ると、町となってるんですけど、土地の所有者は、町となってる部分と財産区が持っている部分があります。五ヶ村のもあるんですけど、当時、町やからということで、当然分収の話、割合のことも出てくるんですけど、町に使うてもらう、貸すんやから分収のほうがあえわというような話にも多分なってると思うんですよ。もう45年間、地元の方、関係区の方、また財産区等に長い間御無理をお願いして協力していただいて今までできてたことですから、そこら辺もよく確認して、しとかなないと、今まで町やったから財産区のほうはいいですよと言われてるかもしれませんが、今度は仮に業者が、契約者が替わるとなれば、また別の話も多分出てこようかと思えますんで、そこら辺もよく確認して、これ一応、案として出てます分は全部が町になってますけど町じゃないんで、あんまり間違うと変な格好になりますんで、よくよく確認して、してください。これお願い事です。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 御指摘の分かと思えます。一般的なあれですので、その縁故使用地であったりとか、地上権とか、底地の部分とかで、名義が誰になっていても、例えばそれを売ると、何対何ぼで分けますよみたいな約束事がある地域があるということなので、その確認をしっかりとするようにと。これまでは町だったので、そこはゼロでいいけれどもという話だと思います。有料になるというふうになるのかどうかはちょっと別としましても、今回底地になってる部分を、しっかりと、財産区と、場合によっては森林組合とかそこら辺にも確認が必要になってくる場面があるかもしれませんが、しっかりと確認をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。31ページ、賃貸借契約のところで教えてほしいです。施設設備のところ、軽微な修繕、日常修繕は事業者さんが丸ついています。大規模修繕、改修は神河町、事業者が丸ついています。これの、言うたら、差、軽微はどれぐらいなのか、その大規模って言うたらどれぐらいの金額からなのか、あと、これ別途協議ってなってるのは、折半なのか、どれぐらいの割合で出さなあかんのかとか、あと、見込みを教えてください。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。木村議員の御質問にお答えいたします。31ページの賃貸建物の分でございますが、軽微な修繕、日常修繕といいますのは、もう一般的な修理に係る分でございます。逆に言いますと、大規模修繕や改修という部分を先にお答えさせていただいたほうがいいのかと思っておりますが、大規模修繕といいますのは、例えば躯体に関する分ですね、例えば基礎であったりとか、例えば屋根とか、その施設に重大な影響を及ぼすことの修繕や改修という考えでございます。ですんで、それ以外の修繕につ

きましては、軽微な修繕、また日常の修繕ということで、こちらのほうとしては考えておりますし、業者のほうにもその理解ということで確認はさせていただいております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事、先ほど木村議員の質問の最後のほうに、今後の見込みですね、現在、大規模改修が必要なところを町として把握されてる分があったら教えてくださいという質問やったと思います。お答え願います。

高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 失礼いたしました。ひと・まち・みらい課、高橋でございます。それと、別途協議というところでございますが、その金額やその場所、物によって当然変わってまいりますので、都度、その都度協議をさせていただかないと駄目かなというふうに考えております。

それと、今後の見込みということでございますが、35ページでございます。建物使用貸借の契約の案の中で、第4条で現状引渡しというところがございます。第4条の1項は、現状のまま借主に引き渡すものとする。ただし、次項に定める事項についてはこの限りではないということで、2項で、貸主は本施設のうち健康保養館、響の湯等の運営に必要不可欠なボイラー設備について、本契約締結後、貸主の費用負担において未更新のボイラー設備を速やかに修繕を実施するというところがございます。このボイラーの設備の分につきましては、随分前から更新がされていない、ボイラーが2基あるんですが、そのうちの1基ということでございます。その背景につきましては、サウンディング型市場調査の中で、当然、お風呂の部分や水回り関係ですね、やはり施設に重大な影響を及ぼす可能性があるところとしましたら、この響の湯のところのボイラーということで、市場調査の中で御意見が出てきたものでございます。ここにつきましては、金額につきましては、たしか1,000万余りだったかと思っております。すいません、ちょっと今、金額、細かい部分まで記憶、申し訳ございませんが、ないんですが、約1,000万余りの町の費用負担で契約後速やかに修繕をしていきたいということでございます。その時期につきましては、事業者のほうと協議をさせていただいて、修繕工事のほうを行ってきたいというふうに考えております。今、現状としましては、こういったところがございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。年間250万の委託料は、清掃、草刈りと聞きました。体育施設の委託料はまた別途でなると言われてたんですけど、これは幾らぐらいになる見込みか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい

課、高橋でございます。木村議員の御質問にお答えしたいと思います。添付資料で39ページを御覧いただきたいと思います。神河町笠形体育施設管理運営業務委託契約書（案）ということでございます。

委託する内容につきましては、第2条で、業務内容のところ、1号から6号までの業務内容を委託するものでございます。1号では施設の運営、受付業務、2号では使用料の徴収等に係る分ですね。3号では清掃、衛生管理業務、そして4号では施設・設備の日常点検、5号では安全管理、防犯業務の巡回点検等、6号では環境整備業務としまして野球場の整備、体育館の維持、周辺の景観維持等ということでございます。

この分に係る業務委託料としまして、一番最下段で、第5条、業務委託料としまして、本業務の委託料は年額250万円、消費税を含むとするということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事、250万円は、体育施設に係る委託料ということによろしいですね。それはっきり言ってください。

高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。250万円につきましては、この体育施設の管理運営に係る委託料ということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。（「議長、1点よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） すいません、質疑の時間なのに申し訳ありません。参考資料としてつけております、今、契約（案）となっております。これは先日もお話ししたし、今日も御意見いろいろいただいています。最終的には、一つは、地権者との話合いを受けて、この方向では進みます。ただ、受けて、表現が変わったりとか、それから、今、顧問弁護士のほうに、リーガルチェックということで細かいところの法令根拠を今見てもらっています。若干の表現が変わったりとか、方向性が変わるものではないんですが、若干の表現が変わるかもしれないということはお含みおきをいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上のとおりですので、御理解をお願いいたします。

ほかに質疑ある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。さっきの説明の、建物使用賃貸契約の35ページのところで、響の湯のボイラーを直さざるを得へん、約2,000万かかるっていう話がありました。これについて、今、僕がよう見てへんのかもしれへんけど、予算説明資料を今見えています。ここに上がるとんかな思って、予算説明資料の90ページですね、ここの観光施設の修繕料で上がるとんかなと思うんですが、ちょっとそれが上

がってないみたいなんやけど、これはまた補正か何かで上がるのかな。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。今回のこの議案について、御承認をいただきましたら……（発言する者あり）なので、現在、当初予算には上げていないということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。補足ということでお願いします。2つあるボイラーのうち、一つは古いので、これは替えないといけないでしょうというのは、もう分かっている話ということが前提です。これは町が責任を持ちますということも、先方とはお話ししています。いつ替えるかということに関しては、今のまましばらくいってから替えるのか、すぐに替えるのかというのは、使ってみてというか、様子を見て決めますということが一つと、場合によっては、町のほうが、予算編成を待っていると、タイミングとして遅れる場合がありますので、そこは先方とのお話の中でいうと、もう、先方、民間業者が自分ところの費用で直して、それを、例えば分割で払っていくとか、そういうことも可能でしょうかという話をしたときに、それも可能ですよという話も聞いてますので、それは状況に合わせて予算編成していきたいと思っております。以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 一点確認させてください。あそこでバーベキューのところ、大きいアーチがありますよね。あのアーチについては、これ、修繕関係なしになるんですか。あくまでボイラーだけなんですか。それちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。バーベキューアーチいいますのは、ドームのことかと思いますが、町のほうとしましては、現状渡しということで考えておりますので、修繕のほうは、現在、町としては考えておりません。業者のほうで修繕をしていただくということで考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この契約の中にうたってなかったら、その部分はもう一切面倒見なくていいと、そういうことでいいんですか。ボイラーについては契約に入ってますよね。ボイラー以外については、大規模修繕の中に特に入っていないんで、そういう考えでいいですか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。現在、契約書の中で入れてます分については、今後行う予定ということでございます。今現在入っていない分で、先ほども申しましたように、躯体に関する部分でありますとか、大規模修繕だというものにつきましては、今後協議ということになります。現在、町としましては、ドームの屋根の部分につきましては、一切考えておりません。業者のほうで修繕をしていただくということで考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） それでは、以上で質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、36号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第36号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立多数であります。よって、第36号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第37号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第37号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立多数であります。よって、第37号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第38号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第38号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立多数であります。よって、第38号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から15日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。明日から15日までは休会と決定しました。

次の本会議は、3月16日午前9時30分再開とします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時34分散会
